

平成27年第3回佐渡市議会定例会会議録（第3号）

平成27年9月16日（水曜日）

議事日程（第3号）

平成27年9月16日（水）午前10時00分開議

- 第 1 一般質問
- 第 2 請願第 9号
- 第 3 発議案第6号
- 第 4 発議案第7号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（22名）

1 番	山 田 伸 之 君	2 番	荒 井 眞 理 君
3 番	駒 形 信 雄 君	4 番	渡 辺 慎 一 君
5 番	坂 下 善 英 君	6 番	大 森 幸 平 君
7 番	笠 井 正 信 君	8 番	中 川 直 美 君
9 番	大 澤 祐 治 郎 君	10 番	金 田 淳 一 君
11 番	浜 田 正 敏 君	12 番	中 川 隆 一 君
13 番	岩 崎 隆 寿 君	14 番	中 村 良 夫 君
15 番	村 川 四 郎 君	16 番	佐 藤 孝 君
17 番	金 光 英 晴 君	18 番	猪 股 文 彦 君
19 番	金 子 克 己 君	21 番	竹 内 道 廣 君
23 番	近 藤 和 義 君	24 番	根 岸 勇 雄 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

市 長	甲 斐 元 也 君	副 市 長	金 子 優 君
教 育 長	児 玉 勝 巳 君	総合政策監	池 町 円 君
会計管理者 兼会計課長	原 田 道 夫 君	総務課長 兼選挙管理 委員会事務 局長	渡 辺 竜 五 君
総合政策 課長	小 林 泰 英 君	行政改革 課長	本 間 聡 君

世推	界進	遺課	産長	安	藤	信	義	君	財 務 課 長	池	野	良	夫	君
地課	域振	興長	加	藤	留	美	子	君	交 通 政 策 長	渡	邊	裕	次	君
市課	民生	活長	村	川	一	博	君	君	税 務 課 長	川	上	達	也	君
環課	境対	策長	名	畑	匡	章	君	君	社 会 福 祉 長	鍵	谷	繁	樹	君
高齡	福	祉長	後	藤	友	二	君	君	農 林 水 産 長	坂	田	和	三	君
観光	振	興長	大	橋	幸	喜	君	君	産 業 振 興 長	市	橋	秀	紀	君
建設	課	長	清	水	正	人	君	君	学 校 教 育 長	吉	田		泉	君
社 会	教	育長	越	前	範	行	君	君	両 津 病 院 長	小	路		昭	君
監査	委	員長	計	良	隆	弘	君	君	消 防 長	中	川	義	弘	君
危主	機	管 理 幹	羽	藤	政	吉	君	君	契 約 管 理 幹	伊	藤	浩	二	君
庁主	舎	整 備 幹	猪	股	雄	司	君	君	農 林 水 産 幹	安	達	正	博	君

事務局職員出席者

事 務 局 長	源	田	俊	夫	君	事務局次長	中	川	雅	史	君
議 事 調 査 係	齋	藤	壮	一	君	議事調査係	太	田	一	人	君

平成27年第3回（9月）定例会 一般質問通告表（9月16日）

順	質 問 事 項	質 問 者
5	1 佐渡汽船の貨物運賃値上げは容認出来ないが、市長の見解を問う 2 建設業が不況と聞くが、その実態を問う 3 木質バイオマスの検証を大学に委ねているが、その経過を問う 4 両津病院建替え構想についての見解を問う 5 佐渡空路再開の見通しは	笠 井 正 信
6	1 社会福祉法人佐渡市社会福祉協議会に対する佐渡労働基準監督署の臨検等に 係わる件について 2 ふるさと納税について 3 あいぽーと佐渡（佐渡インフォメーションセンター）について 4 佐渡市将来ビジョン等について	大 森 幸 平
7	◎ 佐渡市まち・ひと・しごと創生総合戦略についての疑問点を問う (1) 「基本目標1：島の資源を活かし、元気な産業と安定した雇用を創出する」 について、和牛やルレクチェといった米・柿以外の農水産物の振興計画はあ るのか ① 何を活かして、どのような産業を起こすのか具体例等を示せ ② 平成31年度における新規就農経営体数34経営体／年の根拠を示せ ③ 新規起業、第二創業及び企業誘致数5年間で50件増の根拠を示せ ④ 商店街活性化事業における公募のその後について (2) 「基本目標2：世界的3資産を中心とした島の魅力とおもてなしの心で観 光・交流を促進する」について ① 世界遺産登録延期（落選）時の方向変更等の対策はあるのか ② トキ・原生林・ダコタのブームは既に去った。ジアス・ジオパークで交 流人口が増える根拠を示せ ③ 東北地区、関西地区及び外国人と多様化する顧客ニーズに合わせるだけ の施策では成果とならない。ターゲットを絞るべき (3) 「基本目標3：生活しやすい環境を整え、若者の出会いから就業までを島 全体で応援する」について ① 若者が生活しやすい環境とは ② 「島全体で応援する」の具体例及び他自治体の定住事業との差別化はあ るのか ③ 合計特殊出生率を上げることより、若者の定住を増やすことが先ではな いか (4) 「基本目標4：特色ある持続可能な地域をつくり、島の安全・安心を確保 する」について	村 川 四 郎

順	質 問 事 項	質 問 者
7	① 特色ある持続可能な地域とは ② しまびと元気応援団35団体の自主活動は本物か。また、50団体とする目標は高すぎる ③ 島の安全安心確保の第一課題は、市民への平等な医療提供義務であり、更に島内完結型医療確立の義務があることを理解しているか ④ 地域包括ケアシステムの構想をどのように計画しているか	村 川 四 郎
8	1 補助金事業の不正受給等について (1) 平成25年度起業チャレンジ支援事業補助金と平成25年度新製品開発等支援事業補助金の二重受給等について (2) 不正受給が認められた場合の市の対応について 2 金井温泉金北の里の今後の取扱いについて	中 川 隆 一

午前10時00分 開議

○議長（根岸勇雄君） おはようございます。ただいまの出席議員数は22名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議会運営委員長の報告

○議長（根岸勇雄君） ここで、議会運営委員長より発言を求められておりますので、これを許します。

議会運営委員長、岩崎隆寿君。

〔議会運営委員長 岩崎隆寿君登壇〕

○議会運営委員長（岩崎隆寿君） おはようございます。昨日議会運営委員会を開催し、今定例会の会期日程の変更について協議いたしましたので、ご報告いたします。

14日の月曜日に産業建設常任委員会から請願第9号 佐渡汽船株式会社における貨物運賃改定に関する請願及び同請願に伴う発議案第6号 佐渡汽船株式会社における貨物運賃改定に関する決議についてを今定例会の先議案件とするよう議会運営委員会に対して申し入れがありました。これは、佐渡汽船による貨物運賃改定の期日が10月1日とされていることから、議会として早急に対応する必要があるとの判断に至ったため、14日の委員会において予定を繰り上げて議決したものであります。また、各派代表者会議において文案を協議しておりました発議案第7号 佐渡汽船株式会社の貨物運賃値上げの白紙撤回を求める意見書の提出についてにつきましても、その内容を確認できたことから、議会運営委員会において協議した結果、これら3案をその緊急性に鑑みて今定例会の先議案件として本日の本会議において議決することを決定いたしました。

お手元に配付した会期日程表をごらんください。本日16日であります。一般質問終了後、中村産業建設常任委員長の報告、請願第9号の議決、続いて発議案第6号の決議案の上程、採決並びに発議案第7号の意見書の上程、採決を行います。以上であります。

なお、議決後の先議案件の取り扱いであります。緊急性を要する事案でありますので、明日、根岸議長、佐藤総務文教常任委員長、中村産業建設常任委員長及び金子副市長が新潟県及び佐渡汽船株式会社に直接手渡しをする運びになっております。したがって、あすの本会議は、議長不在の間、近藤副議長が議長職を務めることとなりますので、その旨ご了承をお願いいたします。

最後に、18日に予定されている追加議案の内容が確定いたしましたので、ご報告いたします。金井温泉の事業再開に関する案件につきましては、執行部において事業者の提案内容等を審査した結果、提案しないという判断に至ったとのことであります。その他の案件については、予定どおり18日に提案されるということであります。

私からは以上であります。

○議長（根岸勇雄君） これで議会運営委員長の報告を終わります。

日程第1 一般質問

○議長（根岸勇雄君） 日程第1、一般質問を行います。

質問並びに答弁は簡潔に行うようお願いいたします。

笠井正信君の一般質問を許します。

笠井正信君。

〔7番 笠井正信君登壇〕

○7番（笠井正信君） おはようございます。きょう最初の一般質問をいたしますが、まずは皆さんもご承知のとおり、金井温泉金北の里がプロポーザル3回かけましたが、いずれも該当される業者があらわれなかったという結果、今ほど委員長のお話があったように、正式には発表がないが、廃止という結果になると聞きます。市民の健康増進、憩いの場が失われていくことは、痛恨のきわみであります。金井温泉の効能は、保険料を見ても下がってきたという結果も出ていました。佐渡から市民の福利厚生施設がなくなってしまうと、市民が佐渡に住んでいても楽しみが全くなってしまう。ちまたでは、インフォメーションセンターをつくるお金があるのに市民の憩いの場を奪うような施策をやるのかという声が聞こえてきます。金井温泉を何とか復活をしたいという熱意で4,000名近い署名を集めた復活を推進する会の皆様には、並々ならぬ努力に心から感謝申し上げます。また、昨日の同僚議員が言ってくださいました温泉リハビリテーションステーション的な使われ方もしかりだと思います。このことをよく考えて、今後の施設利用を考えていただきたいと思います。

さて、今回の質問に入りたいと思います。このほどの佐渡汽船貨物運賃の20%の値上げが発表されました。このことについては、昨日からも同僚議員が盛んに言ってくださいました事柄ですけれども、私は私なりの質問をさせていただきます。さて、佐渡島内に対して深刻な事態で、到底容認はできない。佐渡島内の景気も悪化を招いている中で、なお一層の負の連鎖が増してしまう。到底許しがたい行為であり、市民も唖然と感じて、議会は何をしているのかと再三にわたり市民から訴えがあり、約3億の赤字というならば、もはや大なたを振る覚悟で佐渡汽船側に対し赤字路線の解消を考えるべきと決断を迫らないと、これからますます佐渡の経済が落ち込む事態になるには必然で、景気が落ち込めば貨物需要が減る事態になる。また、さらに値上げにならないか。赤字路線を市民に転嫁し、維持しようとしているならば、もはや市民は怒り心頭と思うが、市長は前もって佐渡汽船側から打診があったときにはどういった話し合いをされたのか。また、50%株を持っている県との話し合いをしたのか。市長としてやるべきことをやったのか。また、県に対して佐渡汽船の運賃値上げ阻止の請願を議会とともに早急に出すべきではなかったのか。議会に報告あったのは9月3日であり、新聞報道があったのは7月30日。その前の時点で近々に議会に報告し、対策を練らなければならなかったのではないだろうか。佐渡汽船には船を買うお金がないとして、佐渡市がときわ丸21億円を買い与え、またあかね8億円もの支援をしてきたにもかかわらず、また旧こがね丸の売却益8億7,000万円の収益があったにもかかわらず、待ったなし、もはや佐渡汽船はとうに破綻を喫している会社ではないだろうか。こんな横暴な値上げをすることとは到底認められないが、このことは佐渡市の危機と考える。商品や資材費に20%転嫁を余儀なくしなければならないが、20%の上乗せはできるわけがない。当然経営は成り立たなくなる。これは、消費者にとっても大きな負担になります。7月3日の新聞報道があったが、その前に市長に打診があったと思うが、佐渡汽船側から打診があったのはいつあったのか。その時点で市長の対応と市長がこのことを容認したのか。佐渡汽船は、10月1日から2億円の値上げを断行すると発表したが、市の対応の仕方が遅い。不況が不況を呼び、負の連鎖が起きる。農業、水産業、商工業、観光、林業等は倒産の危機に直面するが、この打開策はあるのか。市長は、どう

対処しようとしているのか聞きたいと思います。

2 番目です。今日の建設業界が不況と聞かすが、その実態を聞きたいと思います。まずは、日本経済がバブル崩壊から続いた長期停滞から脱出しつつあるが、少子高齢化、人口減少社会の到来や地方分権の流れと日本を取り巻く社会環境は大きく変わりつつあり、また我が国の財政は平成16年度予算の公債依存度が44.6%となり、これまでにない厳しい状態となっています。このような状況に対応するため、各分野において構造改革が進められ、公共事業の見直しも急速に進んでいる実態があります。また、景気対策、雇用対策としても、公共事業を政策的に活用してきたことで地域産業も建設業への依存度が大きくなってしまい、農林業の衰退にも拍車がかかるなど、産業の構造やバランスに問題が生じた。さらに、公共投資の負担が伴うために地方自治体の歳出が膨らみ、財政が悪化していった。雇用や経済を支えていた公共事業が一気に縮小したことで、地方の経済は再び低迷期に入る。公共事業の主役だった建設業が雇用を得られなくなり、それにかわる地場産業も育っていない。自治体の財政が悪化しているため、地域独自の経済対策も難しい。膨張していっただけに消滅の落差は大きいと、そのインパクトはさらに大きなものになると考える。ましてこれらのことを勘案すると、佐渡市の建設業の衰退は佐渡市の存亡に値する事態で、建設業の存続が維持できないとするならば、佐渡市の安心、安全は担保できなくなり、雇用や経済が行き詰まり、佐渡の停滞の加速化は増すばかりで、離島振興法の法律の概要を見ると、財政、税制上の措置、離島活性化交付金等の交付金があり、この交付金の中には公共事業予算の明確化についての特別の配慮とうたっているが、この制度は佐渡市にはどういったことに使われるのか。産業基盤、生活環境等がのっているが、この制度を活用できないだろうか。また、合併特例債があと2年で終わりになれば衰退するのは目に見える。全ての経済の悪化を招いてしまわないか。この危機感、この厳しい現実を市長はどう捉えてどう判断していくのか、対応策を聞きたいと思います。

さて、3 番目です。木質バイオマス検証を大学に委ねてきましたが、その検証を聞きたいと思います。さて、この課題は再三にわたり提案している課題であります。6 月定例会の私の一般質問に市長はこう答えております。バイオマス構想の進捗状況については、広葉樹、竹林の活用を進めて、バイオマスエネルギーの利用の事柄は、東京農業大学と連携をとり、利用の方針と具体的な計画の策定をしているところであると言われました。また、森林資源をまきに加工することが始まり、この経済効果を検証しながらこれを拡大していくと言っております。また、森林資源のバイオマス燃料としての活用は、大きな流れからすると一番最後の部分になる。これが実現する、成功するためには、森林政策、林業政策の充実をやり、林業関係者と林業振興という方向について打ち合わせをして、事業化あるいは補助事業をどうするかという段階に今来ていると言われ、なかなか企業誘致が難しいと言われていたが、佐渡市がこのほど会合を持ち、佐渡市バイオマス産業都市構想事業化プロジェクトとしての話し合いがありました。何のことはない、今までどおりで、まきと竹をチップにして燃料にかえ燃やすといった安易な計画としか捉えられない。全くこのほどのまち・ひと・しごと創生総合戦略を理解をしていないのではないだろうか。市長は企業が来てくれないと言われたが、大手企業が名乗りを上げて、4 月に佐渡島における小規模木質バイオマス発電計画が出ているにもかかわらず、まきをつくってボイラーで燃やすなんてことは果たして佐渡の創生につながるのか。この企業の言葉をかりて話しますが、森林資源を適切に整備、保全するためには、間伐等の手入れを行うとともに、林業を再び成長産業にするためには、新たな需要を創出し、次代の担い手の確保と

育成をすることが必要だとしたコンセプトが提案されております。ここには、山林の再生、産業興し、雇用創出、企業誘致等と言われるが、一体佐渡市は地方創生とうたいながら何を地方創生と捉えているのか問いたいと思います。

4 番目でございます。昨日も両津病院の事柄については同僚議員がおっしゃっていました。その聞いた内容についても重複する点があるかと思いますが、私なりにお話をさせてもらいます。両津病院の建てかえの構想の見解をお聞きしたい。前回平成26年12月に一般質問をしたが、その折の答弁によると、両津病院の耐震化については病院の運営委員会からも答申が出ていることもあり、答申に基づくならば、1年365日稼働している病院、これについて施設の性質上、現在ある建物は耐震工事をやらなければならない。現在ある建物に対する工事は現実的でなく、建物の耐用年数も6年程度になっている。また、津波の浸水の危険性もあり、移転すべきとの答申が出ている。したがって、医療の将来等も見据えて、地元の人たちの意見を尊重して、それらを踏まえ、市民の意見を聞く場、それを尊重していきたいと言われたが、ではこれらのことを市民あるいは地元住民との話がなされたのかどうか問いたいと思います。

5 番目、皆さんもご承知のとおり、佐渡空港に飛行機が運用されなくなって時間が経過するが、空路再開の見通しの実態を問いたいと思います。さて、昨年3月28日付で新日本航空株式会社が運航を取りやめてはや1年が経過するが、これだけの島で航空路がないところは全くないと。今まで運航していた空路が閉鎖され、この空路は観光客はもとより、ビジネス客の交通手段として不可欠なものである。市長が言われるように、佐渡空港の滑走路2,000メートル化を促進する上で重要な位置づけであり、早期の運航確保が必要であるとの認識を持って、新たな航空会社の確保、今後の支援のあり方等について協議をしていると答えたが、いまだ話がないのは本当に真剣に協議しているのかと、県との協議をやっているのか問いたいと思います。

5 点について答弁お願いいたします。

○議長（根岸勇雄君） 笠井正信君の一般質問に対する答弁を許します。

甲斐市長。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） おはようございます。それでは、笠井議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

佐渡汽船の運賃問題につきましては、けさほども議会運営委員長さんのほうから報告があったとおり、議会の同意を得まして意見書という段階に入ったわけであります。私どものほうの対応が遅かったのではないかというご指摘でございますけれども、7月22日の日、これも昨日も何度も申し上げましたが、7月22日の日に佐渡汽船、議会、私ども市、いわゆる三者会議において、そこで初めて知らされたわけであります。さらに、その際には10月1日から運賃を20%値上げをするという唐突の説明があったわけであります。これは断じて許すことはないし、もう一つは本当に荷主とそういう話をしているのかどうかということについても、していないというようなことでございました。まず荷主と話をしてということを我々は申し入れをしたわけであります。さらに、そのことについて一向に進んでいないということでございますので、まず20%上げるなんていうことは全くの非常識であるわけであり、しかも一方的にやるなんていうことは、これはもう問題の外であるということであります。したがって、筆頭株主である県に対

して、そのように強く指導するということについて、9日に議長とともに新潟県のほうに要望をいたしたところであります。また、それに続きまして団体交渉もやっているということの情報も聞いておりますけれども、明日はまた議長、そしてうちの副市長等で意見書を持って要請をしたいと、こういうふう考えているところでございます。

それから、公共事業の問題でありますけれども、公共事業の予算、これは国の公共事業の予算でありますけれども、制度上の離島枠というものがございまして。昨年度までのいわゆる耐震施設の耐震補強工事、こういうものがそこに入っているわけでございます。これは、全国の離島を一括して、本土とは別枠に予算計上をするものということでございまして。毎年全国離島振興協議会で予算要望を行っているわけですが、特にこの建設業等々におきましての公共事業の枠、これの多い少ないというのは非常に影響するわけでございます。そういう意味におきまして、離島枠の予算の確保、これについては常に活動をいたしているところであります。ただ、今回の、今回といいますか、離島活性化交付金等の離島のものについては、基本的にはほかのものについてはソフトが中心でございまして、また3年間という非常に短い期間であるわけでありまして。ソフトである一定の方向を出して、それからハードという形にこれはもう組み立てられるわけでありまして、いずれにしても3年間というのは非常に短いということで、この要望もいたしているところであります。したがって、今回ハードが該当になる。もちろんソフトも入っているのですが、ハードが該当になる。国境離島の特別措置法、これ名前が変わるようでありまして、これを今目指していただいているわけでありまして、これについて注視をし、応援をしまいたなければならないということで今活動をいたしているところでございます。

次に、バイオマスの問題であります。木質バイオマスの利活用というものについては、実は基本は森林整備、森林を整備をして、森林行政を強くしていくというところ、これが原点であります。その結果、出てきたものが利活用という形になるわけでありまして。そういう意味におきまして、先般もご答弁を申し上げましたが、東京農業大学との連携あるいはバイオマスの産業都市構想の事業化プロジェクトというのがあるわけでありまして、この結果については、まきとか竹というものを原料とした、それを供給するということが有効であるという検証結果を得ているところであります。現在この結果に基づいて、1つは事業主体となる、これは事業主体というのは森林組合が基本的な事業主体であるわけでありまして、まきボイラーの事業化に向けて今協議を行っているところでございまして、もう一点は森林組合、森林関係者と今佐渡における森林整備についてどうしていこうかということについてやっとな話し合いを持っているところでございます。

なお、小規模の木質バイオマス発電につきましては、発電事業者と森林組合等で協議は行われているわけですが、結論から言うと必要な材というものを確保できないということから、なかなか事業化が困難だということでありまして。これは、何か話によりますと外国からどんどん、どんどん入ってくるのだから、持ってこれるからいいのだというお話もございまして、しかしそれは外国から入ってくるのはいつときでありまして、そういう意味では安定して供給ができるという体制をとっていかねばならないと思っております。したがって、まず実現が可能なまきボイラー等によるバイオマス利用というものを推進をしていかねばならないと思っております。北海道のある市町村でも、大きく報道されたわけですが、今若干頓挫しているという状況でもございまして。弥彦村も村長の話によりますと、あそこで

もやるということではありますが、なかなか今前に進まないという実情、まさに森林整備が基本であるというふうに考えているところであります。

それから、両津病院の建てかえということで、これも昨日ほかの議員にもご答弁を申し上げたところでありますが、両津病院がいわゆる耐震をやったその結果、これは耐震診断の結果、耐震強化をしていかなければならないと、こういう結果が出ていることは事実であります。さらに、入院患者もおられるわけがありますから、あそこでトンカン、トンカンと工事をするというのも、これはちょっと難しいのではないかと。そういう意味で移転という答申をいただいたわけでありまして、ただ、移転するにしても何するにしても、ことし1年間かけて佐渡市における医療のあり方というものを検討いたしておりまして、今年度中に結果が出るわけでございます。その際に両津病院を、ほかの6病院ということになるのですが、その中の今両津病院の話でございますので、両津病院におきまして診療科目をどうするのか、機能をどうするのか、あるいはそれに伴って規模をどうするのか、そういうことの議論、結論が出た段階で、それではどこに移転をするかということについては、議会ももちろんであります、市民の方々とそれについて相談をしていくと、こういう今段取りで来ているわけでございます。

それから、佐渡と新潟便でございます。これについては、もちろん島民の安全、安心ということもございまして、もう一つはインバウンドの問題、観光の問題、こういうことがあって、重要な公共交通手段であるというふうに、これはもう認識をいたしているところであります。しかしながら、この空港というのは県営空港でございまして、したがって今新潟県と運航している航空会社と折衝しているということ、これは事実です。やっていないということではございません。やっていないということではございませんが、具体的などころまでまだ来ていないのが実態でございます。相手があるわけでございますので、そういう意味では、これお互いに怠けているということではなくて、鋭意今努力をいたしているところでありますので、もう少しお待ちをいただきたいというふうに考えているところであります。

以上であります。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

笠井正信君。

○7番（笠井正信君） 1番目の佐渡汽船の貨物運賃が20%上がるなんていうのは到底考えられない。市長がおっしゃったように、市長が7月22日にお話を伺ったということなのですけれども、今私も大変恐れているのが、10月1日から運賃値上げをしたいということでもはや時間がないのです。7月1日からの期間があったわけなのですけれども、なぜそのときにお話がなかったのか。大変これ佐渡にとって重要な事柄なのですけれども、それで企業のほうからも、皆さん大挙して佐渡汽船に対して白紙撤回要望ということで持っていったわけなのですけれども、その話の中でも10月1日から行うという一点張りであったということもあります。赤字転嫁ということもありまして、そして赤字が出るということならば、もう断行して赤字路線を解消しなければこの会社は成り立っていかない、もはや成り立っていないという会社であるということを私は考えますけれども、その点市長考えをお聞かせください。

○議長（根岸勇雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 現実の姿、佐渡汽船からの資料を見ますと、貨物部門については赤字であるということ、これは出ているわけでありまして。ただ、3億円であるのか、それは別としても、その赤字解消とい

うのは当然やっていかなければならないわけでありまして、そのことが、佐渡汽船が自らどれだけの努力をしたのか、していくのか、これが第一原則であります。その上で、我々はこの努力をし、こういうことをやるけれども、どうしてもこれだけ、なのだからひとつ何とか相談に乗ってくれというのが、荷主に対して、それが一つのやっぱり値上げの手順だと思っております。それを県とか佐渡市に赤字の出た分をフォローしてくれなんて、これは本末転倒の話でございますので、まずそこをやっていかなければならないと、そのことを申し上げたわけでありまして。

○議長（根岸勇雄君） 笠井正信君。

○7番（笠井正信君） ですから、この機会でもうせっぱ詰まって、10月1日から値上げをするということと言われてきているわけですが、つまり離島振興法の中に離島航路、離島空路は離島住民の生活にとって欠かせない生命線であり、いわゆる海の国道として重要な役割を担っている航路もあることを踏まえて必要な支援を行うということが書かれておりますけれども、そのところの認識はどうか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

渡邊交通政策課長。

○交通政策課長（渡邊裕次君） ご説明いたします。

今ほどの件は、改正離島振興法の成立の際に衆参両議院の附帯決議の中に確かにそのような記載があるというふうに認識をしております。

○議長（根岸勇雄君） 笠井正信君。

○7番（笠井正信君） では、この離島振興法があるということならば、これを生かす方法というのはないのだろうか。あなた、国のほうに、県もさることながら、国のそういった方針があるということの中身であれば、それを強く訴えることもあるのではないだろうか。この間太田大臣が来たと。国土交通大臣ですか、その折にも話をされたと思うのですけれども、どういった内容でそういったことを考えられるかということもあなた考えていなかったか。聞きます。

○議長（根岸勇雄君） 池町総合政策監。

○総合政策監（池町 円君） ご説明いたします。

今議員のご指摘の件につきましては、離島振興法の趣旨を受けまして、離島活性化交付金で海上輸送費の支援を現在行っております。今回運賃値上げの対象となる商品も、既に国、市から3分の2の支援が出ております。これは、来年度、このままいきますと3カ年ということで対象が打ち切りになりますので、その延長要望を行っているということでございます。

○議長（根岸勇雄君） 笠井正信君。

○7番（笠井正信君） こういった制度を生かしながら何とか軽減をしていかないと、佐渡は本当に衰退するわけなのです。もう緊張感があなた方にはないというような、本当に至って私思うのですけれども、大変今佐渡市は不況にさらされております。まずもって消費税の値上げということもあわせ、また20%も値上げが重なってくるなんていうことは到底認められない。これの転嫁なんていうことは本当に市民に対してできるわけがないと。本当に横暴な値上げをするなんていうのは到底考えられないけれども、赤字路線の廃止についてどういう考え方を持っていますか。

○議長（根岸勇雄君） 渡邊交通政策課長。

○交通政策課長（渡邊裕次君） 赤字であるから即休止、廃止というようなことではなくて、そこを利用されている方々、島民を含めて観光客、利用されている方がいらっしゃるわけでありますから、十分に地域の合意といいますか、意見を酌みながら検討すべきだというふうに考えております。

○議長（根岸勇雄君） 笠井正信君。

○7番（笠井正信君） 普通の企業なら、その部分については赤字だということになればやっぱり切ります。これが企業というものです。いつまでも垂れ流してそれをかばっていたら、自分で自分の首を絞めるということになりませんか。経営感覚が全くないと言わざるを得ない。だから、こういう事態が起きるのだと私は考える。経済も落ち込んで、観光客も衰退するというふうなことで、やはり不健全な航路というものは見直すべきだと思いますけれども、もう一度教えてください。

○議長（根岸勇雄君） 渡邊交通政策課長。

○交通政策課長（渡邊裕次君） ご説明します。

佐渡航路については、確かに佐渡汽船という上場企業が運航しております。それは事実でありますし、企業の経営努力を求めながら安定的な運航、利便性の向上を図っていただくというのは当然のことだと考えております。一方で、指定航路という位置づけもありますので、佐渡航路につきましては離島の生命線ということで、先ほど海の国道という話もありましたが、公共交通機関であるという認識もありますので、その辺をうまく調整をしながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（根岸勇雄君） 笠井正信君。

○7番（笠井正信君） やはり、市長、大なたを振るう気持ちで決断しないとこの後、赤字続きの路線をかばっていて、そして船が買えないという会社なのです、自分の船が。また、援護をしてもらえというようなことでは、もう大変市民にとってみるとマイナスの要因なのです。その危機感というものをやっぱり感じてもらいたい。もう断じて20%を白紙撤回ということを私は求めてやみませんけれども。

このほど佐渡汽船運賃改定による影響に関するアンケート調査が出ました。佐渡市産業振興課から出ておりますけれども、その第2問目読みますけれども、佐渡汽船の貨物運送を利用している方にお聞きします。佐渡汽船貨物運賃改定の発表を受け、平成27年10月以降、佐渡汽船の貨物運送を利用しますか。引き続き利用する、他の運送形態に変更するということが書かれたアンケートが来ました。それについては、私の企業としては、こんなもの当たり前の話でしょう。貨物運送は佐渡汽船しかないのですよ、本土から入れることは。それを踏まえてこんなアンケートをとってくると。この意図というのは何だろうかと思えます。産業振興課、どうですか。

○議長（根岸勇雄君） 市橋産業振興課長。

○産業振興課長（市橋秀紀君） ご説明いたします。

我々の意図というのは、宅配便の利用とか、そういうところに移る可能性があるかということをお各企業の状況を把握したいということで今回意見を聞かせていただきました。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 笠井正信君。

○7番（笠井正信君） 宅配便は、皆さんやっていることなのです。大きな産業の運搬、そういったものに対することを聞くんらば私はわかるのですけれども、大きなやはりそういった貨物の輸送についてのアン

ケートをとるならわかるけれども、宅配便に移行するかどうかというようなことは甚だおかしいというふうに思います。この点どうでしょうか。あなたどう考えてこういうことを、アンケートとったのか。

○議長（根岸勇雄君） 市橋産業振興課長。

○産業振興課長（市橋秀紀君） ご説明いたします。

今回の貨物の輸送のアップについては、我々の想定する中で小売業、製造業の部分、生活雑貨の部分で大きな影響があるであろうというふうに想定しました。その中で、今回のアンケートについては、商工会さんを通した中で、小売業、あと製造業についてのみ答えてもらいたいということで、商工会にお願いして連携してアンケートをとったものであります。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 笠井正信君。

○7番（笠井正信君） 全く意味をなさないです。こんな小売業とかそういった小さな荷物については、今までどおり宅配便やっているわけです。使っているわけです。それなのに運賃改定の影響というものはあるかどうか。そして、主な品目、大きなものについては貨物運送はやるに決まっている。佐渡汽船に載せるに決まっているではないですか。それを聞きますなんていうことは、利用しますかどうかというのは、我々にとってみればそう思いますよ。今の20%改定について意味があなたわかっていないのではないですか。その意味を踏まえた上のアンケートだと私は思ったわけですが、もう一度お聞きしたい。

○議長（根岸勇雄君） 池町総合政策監。

○総合政策監（池町 円君） ご説明いたします。

そのアンケートの趣旨と申しますのは、今回の運賃値上げで値上げの対象となるものとならないものがございます。コンテナ貨物による輸送というのが今回20%値上げの対象となっております。そうした影響を受ける荷主の方々が、今回の値上げを契機として、今回運賃値上げの対象とならないトラック輸送にシフトをするということの実態を把握するためにアンケートを行っているということでございます。議員ご指摘のとおり、事海上輸送の部分につきましては、佐渡汽船が輸送するということは変わりませんけれども、それをトラック輸送で行うかコンテナ貨物で行うかによって今回の影響を受ける、受けないという部分が変わるということで今回アンケートを実施させていただいたということでございます。

○議長（根岸勇雄君） 笠井正信君。

○7番（笠井正信君） 貨物取り扱いの形態という中に、やっぱりコンテナ扱いということで私ども使っているわけなのです。市民が使っているわけなのですけれども、トラック輸送ということになると、それは理にかなうということになりますけれども、その形態がとれるかどうか、業者的には、荷おろしの部分で。そういうことを勘案しての考え方なのですか。

○議長（根岸勇雄君） 池町総合政策監。

○総合政策監（池町 円君） ご説明いたします。

それもまさに荷主の方々のそれぞれの状況によって対応の違いがあるかと思しますので、まずその実態を把握するということでアンケート調査を実施させていただいているということでございます。

○議長（根岸勇雄君） 笠井正信君。

○7番（笠井正信君） 総合政策監に今伺っていると、何だか佐渡汽船の擁護をしているようなことに聞こ

えてしょうがないです。こういう利用の仕方、こういうこともあるねというような話し方をするわけですが、断じてこんなことは認められない。近々に20%値上げなんていうことになる、本当に消費者にとっても負担になるし、再三言いますけれども、今この時点で請願、陳情を行ったところで佐渡汽船がそうやって酌んでくれるかどうか、それがやっぱり一番肝要だと思うのですけれども、のれんに腕押しにならないか、その辺は心配するのですけれども、どうでしょうか。

○議長（根岸勇雄君） 渡邊交通政策課長。

○交通政策課長（渡邊裕次君） 佐渡汽船が酌んでくれるかというよりも、しっかり声を上げなければいけないというふうに思っておりますので、そういう意味で団体のほうからもいろんな声が上がっております。佐渡市としましても、県含めていろんな声を上げて島民の負担が少ない方向にしていこうということで今取り組んでいるということでございます。

○議長（根岸勇雄君） 笠井正信君。

○7番（笠井正信君） 皆さんが声上げても佐渡汽船は断行するということを言っています。のれんに腕押しということになりませんか。50%も県が株持っているわけです。県の出方というのはこんな甘いものなのでしょうか。それをお聞きしたい。

○議長（根岸勇雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 1つ整理をしませんか。つまり20%の値上げというのは非常に横暴である。このことは何としても阻止しなければならないというのが、私自身が議会にもお願いをして、意見書を取りまとめ、9日の日には県のほうにも、筆頭株主であるから、そのところをよく注意して指導してくれということをやってきたわけです。これはこれです。もう一つは、さっき総合政策監が言ったように今回の20%の値上げというのはコンテナ便なのです。ほかの便は関係ないのです。値上げの対象ではございません。したがって、コンテナ便から例えばトラック便に変えるという荷主さんの意思があれば、我々は施策としてそれがどうできるかということの一つの判断材料にしたいのです。今主要4品目については、国と佐渡市が3分の1、3分の1ですから3分の2を出して、荷主さんといいますか、そこが3分の1の負担で済んでいるのです。これと同じような、きのうもこれ申し上げましたけれども、それをどう延長するかということで25日に行ってくる。もう一つは、荷主さんのほうでコンテナから、これいろいろ問題があります。コンテナからトラック便に変えるということは問題あります。でも、問題があってもそこをどうクリアをするのかということが施策の中でできるのではないかということもある。そういう意味でアンケート調査をとったわけでありまして。したがって、今はその議論であって、これから佐渡汽船に行って、佐渡汽船の社長がうんと言うか言わないかなんていうことはわからぬわけです、これからやってみなければ。それを今我々は一生懸命やっていると、こういうことです。

○議長（根岸勇雄君） 笠井正信君。

○7番（笠井正信君） いわゆるコンテナからトラックへということを転換するということはわかります。でも、例えばそれをやったところで佐渡汽船の経営がよくなるということはないですよ、要はシフトするということになれば。赤字であるということは変わりはないわけです。そうすれば、なおのこと佐渡汽船は赤字が悪化するばかりではないですか。その点考えませんか。

○議長（根岸勇雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） それならば、貨物も佐渡汽船が赤字なのだから、私はコンテナからトラックに変えたからどうのこうのなるというまだ試算もしておりませんが、赤字がどんどんふえていくということになれば、では行政として何かをしるということになるのですか。それはやっぱり違うと思うのです。それはそうではないのです。やっぱり……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○市長（甲斐元也君） ですから、そういうことなのです。そういうことなのです。おかしいですけども、そういうことなのです。

○議長（根岸勇雄君） 笠井正信君。

○7番（笠井正信君） だから、トラック輸送に変えれば私どもはそれ納得できると。では、トラックにコンテナを載せて輸送してもらえば同じことになるわけですね、トラック輸送については、トラックにコンテナを載せてくだされば。そうすれば私ども助かるわけです。そういう形態もとれるわけなのですけれども、それであったとしても赤字は解消できない、なおさら悪化する一方ではないですか。ならばまた値上げにつながりませんか。これは、やはりもう結果的にわかっているのだ、市民は、当然。赤字路線をいつまでも抱えているから、こういう転換ができないということではないですか。その2点について聞きたいと思います。

○議長（根岸勇雄君） 渡邊交通政策課長。

○交通政策課長（渡邊裕次君） まず1つは、今回はコンテナ便が値上げの対象になっているということで、いろんなアンケート調査もやっておりますが、航送のほうにシフトするということで、物流の形態を、会社によって輸送の形態をシフトすることによって何とか負担の軽減をしようというところもあるのではないかと調査をしていることが1つであります。ただ、コンテナから車両に切りかわったとしても、佐渡汽船全体としては貨物部門の赤字というものは、やはり企業努力を含めて解消したいということでもありますので、その辺の努力はしっかり求めた上でやっていきたいというふうに思っております。

○議長（根岸勇雄君） 笠井正信君。

○7番（笠井正信君） ですから、今一番大事なところを言っているのです。コンテナをトラックに積み上げて、そうすればなおさら、私どもはそれでいいですよ。赤字解消にならない。なおさら悪化するのです、佐渡汽船が。そうすればまた値上げ対象になってくるということになりませんか。

さっき言ったのもう一点。赤字路線の解消に伴って、それを貨物のほうに転嫁するなんていうことは到底考えられないのですけれども、早く赤字路線を解消しなければ、島民にとってみればそれをまた転嫁されるということだと思いますよ。

この2点についてもう一度聞きたい。

○議長（根岸勇雄君） 渡邊交通政策課長。

○交通政策課長（渡邊裕次君） 今回の値上げにつきましては、貨物部門の赤字を旅客航送部門の黒字で補填していた構図を少しでも解消したいというところでもありますので、旅客航送の部門が落ち込んでいるということでもありますから、この部分をしっかり伸ばしていくことによって貨物は貨物で収支が均衡できるように、そういったものは求めていきたいというふうに考えております。

それから、貨物をトレーラーに載せているという部分については、コンテナで載せる部分については今

回同じ対象であります。あくまで航送ということで、運ぶものについては対象外ということであります。

○議長（根岸勇雄君） 笠井正信君。

○7番（笠井正信君） 交通政策課長が言いました。やはり普通旅客船についての利益を貨物輸送に向けるということであるならば、今旅行客が減っているということで、年々観光客が減ってくるという中での経営の仕方、それは大変憂慮すべき問題である。では、本当にそれが転嫁できるかなんていうことは、私は考えにくいと思うわけなのですけれども、あなたは自信持って観光客が、誘致を経て、赤字路線を維持できるということをお思いですか。

○議長（根岸勇雄君） 渡邊交通政策課長。

○交通政策課長（渡邊裕次君） 私が経営をやっているわけではございませんけれども、あくまで車両航送、それから旅客、こういったものについては、現在も地方創生交付金、先行型を用いて車両の航送料の割引支援をしております。おかげさまでといいますか、こちらのほうは対前年ふえております。ということで、一部昨年に比べて増加しているものもありますし、確かに減少傾向は強いのですけれども、トータルで私どもは佐渡汽船という会社が、貨物単体でとか赤泊航路だけということではなくて、会社全体として体力がつくような、そういうような方法でできることがあれば支援をしていくと。それがひいては島民の利益につながるということでしておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（根岸勇雄君） 笠井正信君。

○7番（笠井正信君） まあ無理だね、もはや。だって船が買えない会社なのですよ。何十億とって支援をしてきたわけですよ。船も買って、赤字も支援をしてやってきた会社なのです。なおかつ内部の形成を変えてこれからやっていくなんていうことについて、では今まで何をやってきたのかということになりはしませんか。それだけの体力をつけられる会社ですか。船が買えない会社なのですよ。それもまた一部上場の会社なのですよ。考えられないではないですか。あなたは、支援する、支援をされると言われるけれども、本当に佐渡市は支援をしてきました。これは、みんな市民はわかっていますよ。船を買って、先ほども言いましたあかねも支援をして与えているわけです。それで、旧こがね丸を売却して8億7,000万の収益を得たわけです。それらも見ながら見ると余りにも、20%の運送料値上げなんていうことは到底考えられない。あなた自身も思うでしょう。本当に佐渡の不況、あなた感じていないからそう言うのだ。その席に座っているからそう思うので、もう必死なのですよ、業者者にしてみれば。お仕事がない。それを支えるためにはどうしたらいいかという。20%の輸送費の上げなんて言われれば、またおぶさってくるわけですよ。経営が成り立っていかない。このことの認識があなた方は足りないのだ、実際において。これ深刻な話なのですよ。大変重要な事柄で、今もう10月1日なんてすぐ目の前に来ているわけですよ。それを阻止しようなんてことになると、どういうことで阻止できるのか。ただ口頭でまかりならぬということを言っていくということは、それはわかるとしても、うんと言わないと私は思っておりますけれども、自信持って阻止をするということをやっぱり市民に向かって述べてもらえませんか、市長。

○議長（根岸勇雄君） 甲斐市長。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 答弁してください。

○市長（甲斐元也君） どうも話が、今佐渡汽船は船も買えないような会社だから、赤字はどんどん出る、

これは大変なことだ、そのこと認識をしろ。一方で、20%の値上げというのは反対だと、こういう話なのでありますけれども、私も20%の値上げは反対であります。したがって、いろんな手法で県にも話をし、佐渡汽船にも話している。それからもう一つは、赤字航路という問題があるのです。それは、両津・新潟航路を1本にすればいいのですよ、はっきり言って。そのとおりです。いや、そのとおりというのおかしい。そういうのです。ただ、小木から渡る人もいます。そのこともやっぱり考えた上で、我々は苦渋の決断で船を買うときにもご支援を申し上げているし、いろんな点でやっているのです。これは本当にやっているのですよ、現に。だから、そういう意味において、佐渡汽船もそれなりの一生懸命努力をして、乗組員を減らすとか、こういうような努力をした上で、それでももう逆立ちしても出てこないということになれば、これはまた市民あるいは荷主と相談をします。その段階までまだ行っていないというふうに踏んでいるから、我々はこれは撤回してくれということを要請、意見書もお願いをしたわけです。ただ、これは意見書を出しまして話をします。でも、100%それは撤回されるなんて約束はできません。なぜならば私は社長ではないからです。相手があるからです。

○議長（根岸勇雄君） 笠井正信君。

○7番（笠井正信君） 市長、これまでに何十億と佐渡汽船に支援を佐渡市はしてきたのですよ。その佐渡市の意見を聞かないなんていうのは到底考えられない。前々から赤字路線の解消ということで言われてきているわけです。それをこっちへ20%かぶさってくるなんていうことは到底もう考えられない。だから、もう断行して、その意見を踏まえた上でやってもらわないと、これは到底無理だ、言っても。やはり赤泊航路というのは、それは貴重な、地域にとっては大事なことだけれども、それを我々がみんなで補うなんていうことはできないということの考え方になりませんか。

○議長（根岸勇雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 20%の値上げというのは、きのうも申し上げましたけれども、これはもう到底許される数字ではないです。2割ですよ。百歩譲って2%ならまだ考える余地はある。20%ですよ。私も給料20%ほど引かれています、非常に大きな痛手であるわけです。だから、そんなことの、もうもう考えられないことやっているわけですから、今力を合わせてやっている、ということなのです。

○議長（根岸勇雄君） 笠井正信君。

○7番（笠井正信君） 池町さんにお聞きしたい。国の制度の中で特定有人国境離島特別措置法というのがありますよね。その中で輸送費J R並みというお話も出てきております。その内容についてわかりますか。

○議長（根岸勇雄君） 池町総合政策監。

○総合政策監（池町 円君） ご説明いたします。

まず、今議員ご指摘のありました特別措置法については、まだ国会に上程はされておられません。ですので、あくまで与党内で検討されているものということでお答えいたします。私が聞いているJ R運賃並みというのは、貨物運賃は対象となっておらず、島外に行って島に戻ってくる島民の旅客運賃をJ R運賃並みを目標として予算制度をつくっていくということが検討されているというふうに伺っております。

○議長（根岸勇雄君） 笠井正信君。

○7番（笠井正信君） 政府の与党案でいろんな施策が出ております。やはり私ども支援している国会議員さんいらっしゃいますよね。その国会議員さんにつきましてもそういったお話をすることは可能と思うわ

けです、与党の。そういう話はつなげておりますか。

○議長（根岸勇雄君） 池町総合政策監。

○総合政策監（池町 円君） ご説明いたします。

特別措置法の検討に当たって関係する国会議員の方々に佐渡の実情をご説明をするという場面も、私のみならず市長とともにございましたし、今回の制度設計にそれが反映されるような内容は直接市長のほうから議員のほうにお話をしております。

○議長（根岸勇雄君） 笠井正信君。

○7番（笠井正信君） やっぱり結果が物語るのです。ただそういった話をされただけではなくて、真剣にこれを考えてもらいたいと、その結果を出してくださいということの話し合いをしなければ何の意味はない。太田国土交通大臣が来たときにもあなた方が話したとおり、やっぱり海の国道ということもあって、何とかこれを軽減できないかという話もされたと思うのですけれども、その結果というものをやっぱり我々は得たいのです、話をしたばかりではなくて。ではどうするかと、どういう方面に働きかけたらいいのかということの話し合いが、突っ込んだその後の話はやはりするべきではないですか。その点どうでしょう。

○議長（根岸勇雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 今回の特別措置法は、離島振興法附則の中に書かれている項目なのです。したがって、現在の与党、野党とかということではなくて、厳密なこと言うならば、今野党が与党のときにあれができ上がったわけでありますから、私自身はもう2度ほど、直近でありますけれども、与党、野党の国会議員の先生方にはこれは訴えておりますし、国土交通大臣が来たときにもそのことは理解をしていただいたということでございます。

○議長（根岸勇雄君） 笠井正信君。

○7番（笠井正信君） 佐渡汽船の問題は、大変大きな佐渡における問題です。絶対阻止してもらわないと佐渡はますます沈んでしまいます。このことを踏まえて大きな声で、市長が出かけるということならばそれはそれでいいとしても、絶対許しがたい行為であるということを肝に感じて話し合いの打開策を見つけていっていただきたいと思います。

では、2番目の建設業の不況ということについて聞きたいと思います。公共事業は年々減ってきているわけですが、前年対比何十%の対比がありますか。

○議長（根岸勇雄君） 伊藤契約管理主幹。

○契約管理主幹（伊藤浩二君） ご説明いたします。

対前年比という形でございますと、8月末での発注実績という数字がよろしいかと思しますので、その数字で説明させていただいてよろしいでしょうか。工事の発注件数ですけれども、平成26年8月末で98件、金額にしまして25億9,000万円という形でございます。それに対し本年度、平成27年8月末ですと、発注件数で109件、11件の11%増でございまして、発注金額としては29億4,000万円、ざっと13%の増という形になっております。

○議長（根岸勇雄君） 笠井正信君。

○7番（笠井正信君） 今年についてはそういった額が示されているわけですが、これは大きな建物

がその中に含まれるために一般建設業の軽微なところにはやっぱり薄いということは私思うのですけれども、その点どうですか。

○議長（根岸勇雄君） 伊藤契約管理主幹。

○契約管理主幹（伊藤浩二君） ご説明いたします。

大規模な工事になりますと、例えば継続事業で2カ年の中で、発注された年でその金額が計上されて、私どものほうで計上しておりますので、なかなかその年、その年、実際に事業者の方々に支払われた金額が大規模なものと同レベルの工事という形の中で分けて統計をとるとというのはちょっと困難でございますけれども、議員ご指摘のような点もあろうかとは推測できます。

○議長（根岸勇雄君） 笠井正信君。

○7番（笠井正信君） いわば合併特例債がもうあと2年で切れてまいります。その2年切れた後の維持、建設業者の維持、それはあなたはどのように考えていますか。

○議長（根岸勇雄君） 伊藤契約管理主幹。

○契約管理主幹（伊藤浩二君） ご質問の趣旨は、非常に大きなお話ですので、ちょっと私が答える内容ではないですが、発注者ブロック協議会というのがありまして、そこで今後の建設業に対する物の考え方というのが示されておりますので、それはお答えになれるかと思っておりますので、私からご説明させていただきます。公共工事の品質確保の促進に関する法律というものが今回改正されまして、この中でダンピング受注や行き過ぎた価格競争、あるいは現場の担い手不足、若年入職者の減少、あるいは地域の維持管理体制への懸念という部分を解消していくための入札制度、あるいは入札参加資格制度、こういうものを公共工事全体として見直して改正をしていくというのが、大きな流れがございます。

○議長（根岸勇雄君） 笠井正信君。

○7番（笠井正信君） あなたに聞いても仕方がないことなのですが、では市長は建設業の維持というものの考えはどうか。

○議長（根岸勇雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 今佐渡におきます建設業の位置づけというのは、いわゆる雇用の受け皿で大きな部分を担っていただいております。したがって、建設業のこれからのあり方ということは慎重に考えていかなければならない。しかしながら、一方で国の予算も減ってくる。そういう中で公共工事も減ってくるということは、これは予測ができるわけでありまして。したがって、大きな会社も複合経営ということで今やっているわけでありまして、私どもは、何度も申し上げますけれども、第二創業化ということをお勧めをいたして、ぜひ一緒になってやろう。その中では、1つ目はいわゆる6次化、高付加価値化の中にどう入り込んでいただくかという仕組み。もう一つは、観光というのは総合産業でありますから、その中でどう一緒になってやれるかということをやっていくと、この方法でいきたいと思っております。ただ、佐渡の周りは全部海でございますので、いろんな災害等があるわけでございますし、もう一つは高齢化が進んでいるわけでありまして、集落をどう維持するのかという視点からしても、そこで本業のもの以外でお願いをしていかなければならないなど、こう思っております。

○議長（根岸勇雄君） 笠井正信君。

○7番（笠井正信君） 今ほど建設業の今後のあり方について市長から伺いました。それを維持するために

新分野にわたって進出を求めているかなければいけないということは、再三市長がおっしゃっております。それで、その点、やはり新規分野進出に当たっては大変困ることがあります。問題点の苦勞としては、資金と人材の確保がやはり多くつながっているわけなのですけれども、資金面、一番肝要なことは。経営審査があるので、決算時期に借入金や土地の棚卸資産があると減点になって対象外になってしまうと。そして、思い切った投資ができないというのが実情となります。収入とならないうちに先行投資があるので、資金的に苦しいとやはり共倒れになっていく懸念があるということも言われております。言葉では簡単なのですが、新分野、新分野と言うけれども、そういった問題点については市長はどう考えていますか。

○議長（根岸勇雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 第二創業化、新分野に参入するということは、いわゆる投資であります。そのときにはそれなりの資金も必要であります。ただ、そここのところで行政なりがどう施策を組むかということになる。一つの例を申します。これは、大きな要因にはなるかならないかは別としても、今一つの大きな動きとして耕作放棄地の問題がございます。これを何とか解消しようというときに、通常農家が持っているトラクターとか、そういうものではもう対応し切れなくなっているという実態であります。したがって、建設業が保有をしている重機によってそれをやっていく。そして、それによって農地を集積をしながら農業分野にも参入できないかということについての支援策、補助事業が昨年からできましたので、そういうものの活用、つまりそういう下支えというものをやっぱり我々はやっていかなければならないと、こう思っています。

○議長（根岸勇雄君） 笠井正信君。

○7番（笠井正信君） 建設業における大変重要な事柄なのですけれども、至って雇用していただいているということもあります。やはり若い人が勤めるに当たっては、建設業ということも考えられます。地方創生について戦略を練っていかなければ到底佐渡の場合は無理だなということもあります。今ほど第二創業化についての資金繰りについての、やはりそういった点についても考慮して前に前進するというようなお話もございました。ぜひぜひこれを考慮してもらって、よりよい建設業のあり方というものを考えていただきたいと思いますので、どうかひとつよろしくお願いいたします。

時間も迫ってまいりましたので、3番目の木質バイオマス検証を大学に委ねてきたけれども、その検証結果を聞きまして、この間、先般も佐渡市バイオマス産業都市構想事業化プロジェクトというものを聞きました。市長が言っていることと大分違ってきたのです。市長は、前回里山を中心にした森林資源、バイオマスエネルギーの活用として東京農業大学、ゼネコンの清水建設との連携をし、この計画を策定し、進めることにしている。内容は、森林・山村多面的機能発揮交付金を活用して、さらにバイオマス発電プラントを視野に入れてこの計画を策定し、先般も東北電力の社長、副社長からおいでをいただいて話をされたということをおっしゃってまして、必要な機械、施設を整備して行いたいということをあなたはおっしゃっています。そうしたら、今回の話につきましてはまきを使ってボイラー燃やして行くと。これ地方創生につながりますか。

○議長（根岸勇雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 地方創生の大原則は、その地域でどう工夫をしていくかということになるのです。

これは、私ども佐渡市が地方創生をやっていくということではなくて、佐渡に住んでいる市民の人たちがみんな協力をしてやっていくという。そういう意味では、一つの農業大学なりの案というものも出たわけでございますので、それを今森林組合と、これは議員もご存じだと思いますけれども、森林組合の人たちと話をしている、材木の関係の人たちとも話をしている、そういう今段階なのです。だから、みんなでどうしていくかということを今検討しているということです。

○議長（根岸勇雄君） 笠井正信君。

○7番（笠井正信君） 木質バイオマス発電については、企業が出て、手を挙げております。それについての話し合いもありました。どうやったらそれが支援できるかということの考え方も森林組合さんとの話し合いの中ではありました。それを行うためには、林業のほうとまとめてきているわけなのですけれども、つまり私が言いたいのは、国の政策の中で佐渡市のまち・ひと・しごと創生総合戦略。まきを使っていく中で出てきたのが老人雇用。老人を使ってやることによって低価格な材が出てくるということなのです。そういうことをうたっているのですけれども、つまり創生にはつながっていかないのです。雇用が生まれてこない。若者定住にはつながらない。地方創生にはつながらない。やっぱり若者定住を考えないと、2060年には3万7,000人程度に人口が減ってくるわけです。そうすると、企業誘致もやらないということになれば佐渡市は何を求めて地方創生というのですか。

○議長（根岸勇雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 確かに外から若者を呼んでくる、これは大きな方策でありますし、これはやっていかなければならないと思っています。ならば佐渡において、60になったらもうあなた何もせぬでもいいよとほったらかすということではないのです。まだまだ60、70というのは元気であるわけですから、その人たちの活躍の場もつくっていかねばならないわけでありまして、若者はほっておいてもいいというわけではないのですが、これは両面でやっていかなければならないと思っています。そういう意味で、高齢者の方々の働く場というもの、ひいてはそれが医療費の軽減にもなっていくわけであります。まさに地方創生だと思っています。

○議長（根岸勇雄君） 笠井正信君。

○7番（笠井正信君） 市長、人がいなくなるということは、やはりこれ問題なのです。それで、産業を生むということ、60、70の方がそこに従事して若者雇用がなされないということになると、地方創生意味なさないということに私は思います。山林の再生、企業起こし、雇用創出、企業誘致等を言われる中で、ボーラーでまきを燃やして熱に変えてやるというような小規模的な考え方はやめたほうがいいと思います。企業が出てきて自分のところで自社でバイオマス発電をやりますよと、そのために材を出してください、そのためには材がありますでしょう。県のほうでも材はあると。広葉樹をまきに使えばいいことで、針葉樹を燃やすということになればやはりバイオマス発電しかないねということも聞いておりますので、その点も酌んで企業誘致を図ってほしい。そして、若者雇用につなげてほしい。20人、30人の雇用ができる。今のまきをつくってなんていうのは、1人ふえればいいところだというような東京農業大学の見解も出ています。これでは地方創生にはなりません。だから、企業がせっかく出てくることについてそのチャンスをなぜつかまえないかということです。そこで雇用が生まれるではないですか。そのためにどうしたらいいのかということを詰めていくことによって答えが出てくるのではないですか。これが大きなチ

チャンスですよ。あれもだめ、これもだめ、企業誘致をやりたいといっても、せっかく出てくる企業に対しての支援なんていうのは考えられない。あとの地方創生なんていうのは全く意味はなさないと思いますけれども、その点総合的に答えてください。

○議長（根岸勇雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 私は、企業誘致をやらないということ申し上げているのではないのです。企業誘致は、離島であるがゆえに非常に難しい問題である。したがって、そのことをやらないわけではないけれども、まず最初にやらなければならないのは、地域にあるものに付加価値をつけて外貨を獲得することであるということを申し上げているわけであって、企業誘致をやらないということは言っておりません。ですから、私もいろんな企業回りをして、佐渡のほうでいわゆるラインを使ってやるようなコールセンターとか、こういうものの誘致はしているわけです。今議員がおっしゃるようにバイオマス発電ということの企業が、よし、佐渡でやるということになれば、私はすぐ飛んでいって交渉しますよ、そこで、はっきり言って。交渉します。現実の姿として、今回の金井温泉だって同じことなのです。残念であったけれども、だめだったではないですか。そういうことなのです。

○議長（根岸勇雄君） 笠井正信君。

○7番（笠井正信君） 時間ないから言いますけれども、企業が出てきているわけです、企業が、こうやってコンセプトもちゃんとして。これに対してどう支援をできるかできないかということを煮詰めていけばわかることです。これが大きな課題ではないですか。企業誘致にひっかかる。これ何十人として企業が求めているわけです。これがあなたは、企業が出てこないなんていうことはあり得ない。わかっていないではないですか。もう一度聞く。

○議長（根岸勇雄君） 安達農林水産整備主幹。

○農林水産整備主幹（安達正博君） ご説明いたします。

確かに議員言われるように4月、小規模バイオマス発電ということである企業から提案ございました。その提案の内容につきましては、当初は1,000キロワットの発電をしたいというものでございましたが、その後500キロワットに落として持ってまいりました。ただし、それに必要な材が6,500立米が必要だということでありまして、今現在島内でバイオマス発電に利用できる材につきましては2,400立米程度しかないというところでございます。それで、関係者の方々から相談をいただいておりますけれども、なかなか材が急に出ないということで、現状は難しい状況になっております。材を出すには、バイオマス発電だけで持ってくるというのはとてもコストがかかりまして、先ほどから市長が申しておりますけれども、施業の段階で、施業と一緒に出すということでないとなかなかコストが賄えないというところがございまして、事業化が進まないという状況でございます。

○議長（根岸勇雄君） 笠井正信君。

○7番（笠井正信君） 時間ない。またあなたの考え方もさだ。材はあるのですよ。その出し方によって、機械化求めてやっていく。森林組合にもっと改革を進めていかないとだめなのです。県も言っているのですよ、材はあると。あなたの考え方はうそ。おかしい。もっと煮詰めて、関係者と話し合ってみてください。この企業誘致をあなた外したらもう二度とありませんよ、この後についても。佐渡に企業が来るなんてことあり得ない。その点を考えてください。もう時間がありません。

両津病院の建てかえについて市長からお話をしてもらいました。医療のあり方についても、今後についてもそれに伴って決めていきたいということ話を伺いました。今の両津の議員さんたちの意見も聞いたのですけれども、市民の声を聞くなんていう、尊重するということをおっしゃっていましたが、コンセンサスは得ましたか。

○議長（根岸勇雄君） 小路両津病院管理部長。

○両津病院管理部長（小路 昭君） ご説明いたします。

両津病院のあり方について、島内6病院含めたあり方について、ある程度の結論が出てから機会を設けてご意見を聞くべきかと考えております。

○議長（根岸勇雄君） 笠井正信君。

○7番（笠井正信君） 前回では、聞く場を設けて尊重していきたいと、市民あるいは地域住民と話し合いをしたいということをおっしゃったので、私は意見を求めたのです。そこもう一度聞きたい。

○議長（根岸勇雄君） 小路両津病院管理部長。

○両津病院管理部長（小路 昭君） ご説明いたします。

繰り返しになりますが、両津病院を建てかえるべきだというある程度の方向性が出た段階で、それに対してご意見をいただくべきかと思っております。

○議長（根岸勇雄君） 笠井正信君。

○7番（笠井正信君） 答申が出ているのですから、早急に話し合いを進めてもらいたい。高台に設ける。今の施設が老朽化している。何百人も入っている施設には入れられないということもありますので、どうかその点を考慮して運営を、両津病院のあり方を考えていただきたいと思いますし、5番目の佐渡空港の飛行機が運営されていないということなのですから、もう本当にこれ待ってられないのですよ。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○7番（笠井正信君） 時間ないです。今後の……

○議長（根岸勇雄君） 以上で笠井正信君の一般質問は終わりました。

ここで、昼食休憩といたします。

午前11時27分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（根岸勇雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

大森幸平君の一般質問を許します。

大森幸平君。

〔6番 大森幸平君登壇〕

○6番（大森幸平君） 市民クラブの大森幸平です。通告に従い、一般質問を行います。

1つ、社会福祉法人佐渡市社会福祉協議会の佐渡労働基準監督署の臨検等にかかわる件について。（1）、平成19年11月、労働基準監督署の1回目の臨検。労働基準監督署が突然やってきて労務の実態を調査。出勤簿による労働時間管理を改めるよう指導され、タイムカードが全支所に導入された。（2）、平成21年6月、労働基準監督署の2回目の臨検。業務終了後のタイミングでタイムカードを押していたため、カード

上に定時をはるかに過ぎた退庁時間が毎夜刻印されていながら、自主申告以外の残業代はほとんど支払われていなかった。３、４、５月の不払い残業代を支払うよう勧告された。その額はおおよそ230万円であった。（３）、平成23年４月、労働基準監督署の３回目の臨検。職員が定時直後にタイムカードを打って、その後また業務を行うことが常態化していたため、タイムカードの就業時刻とパソコンのログオフ時刻に相当の乖離が発生したことが判明したため、労働基準監督署の態度が硬変した。（４）、平成23年12月、労働基準監督署がこれ以上違反を繰り返せば書類送検せざるを得ないと警告書を会長に手渡した。このように労働基準監督署の指導、注意を無視し、どうすれば見つからずに済むかという対応が書類送検をするという事態に発展したにもかかわらず、この事態は内部告発した者がいるせいだとしてK氏に対して以下の処分を科した。①、平成21年３月31日、ユニホーム更新業務の完了が原告が今後のユニホームの取り扱いに関する検討資料で挙げていた新たなユニホームの入荷スケジュールを徒過したことに對して譴責処分。②、平成21年７月31日、県募金会に対する受配申請を徒過したことに對して減給処分。③、平成23年11月10日、平成23年６月及び７月の月次の勤務割り表を提出しなかった等に関して譴責処分。④、平成24年３月30日、時間外勤務の申請をすることなく休日にパソコンを３分間立ち上げてデータの取り込みしたことに関して譴責処分。これに對しK氏は、上記の処分は無効であると労働審判の申し立てを行い、労働審判委員会の３人全員がK氏の申し立てを認めたが、社会福祉協議会が異議申し立てを行い、裁判になりました。平成27年８月12日に処分について、社会通念上相当性を欠き、懲戒権の乱用であり、処分は無効であるとの判決が言い渡された。これに對して社会福祉協議会は、平成27年８月26日に控訴しております。

そこで、以下について答弁を求めます。（１）、平成27年度社会福祉法人運営費補助金の金額及び主な用途。

（２）、現在までの裁判等にかかわる弁護士費用及び控訴審等にかかわる費用はどの程度と見ているのか。

（３）、2011年の介護保険法の改正により、事業者に対して労働基準法の遵守を求めているが、その内容は何か。

（４）、公益通報者保護法とは何か。

（５）、佐渡市社会福祉協議会に対して指導等の対応をするのか。

大きな２番、ふるさと納税について。県内30市町村に2014年度に寄せられたふるさと納税が２万8,000件、４億9,800万円に上ったとともに、過去最高だった。件数は2013年度の3.2倍、金額は2.1倍に急増した。寄付へのお礼の品を充実させたことやクレジットカード決済など、支払いを簡素化したことが後押しした。2015年度も2014年度を上回るペースで伸びている。関心は高まる一方だ。新潟日報、平成27年８月14日の記事であります。

（１）、2015年、ふるさと納税の大きな変更点について。

（２）、平成27年８月末までの佐渡市の件数及び寄付金額。

（３）、佐渡市も今年度からお礼の品を出すというが、主なものは何か。

（４）、決済の簡素化が重要であるが、佐渡市の対応は。

（５）、お礼の品等を宣伝する方法は何か。

大きな３番、あいぽーと佐渡、佐渡インフォメーションセンターについて。

(1)、平成27年7月末まで、各施設の入場者数及び収入金額は。

(2)、今後の主な利用計画は。

(3)、郷土芸能鑑賞会の取り組み内容と結果について。

大きな4番、佐渡市将来ビジョン等について。総務省は、平成の合併により市町村の面積が拡大する等市町村の姿が大きく変化したことを踏まえ、合併後の市町村の財政需要を的確に把握し、順次算定に反映するとして、平成26年度は支所に関する経費、平成27年度は消防、清掃、離島への対応の見直しを行った。

(1)、平成27年度支所に関する対応の算定額は。

(2)、平成27年度消防、清掃費、離島への対応の算定額は。

(3)、佐渡市将来ビジョン作成時の一本算定により70億円程度削減されると想定していたが、見直しによる影響をどのように見ているか。

(4)、現在の職員数及び平成28年3月末定年等で退職する職員数は。

(5)、2014年度ラスパイレス指数について。

①、全国1,789自治体の平均指数は。

②、新潟県の指数及び全国で何番目か。

③、佐渡市の指数は。新潟県、全国で下から何番目か。

(6)、メンタルヘルスについて。基本問題については、6月議会で議論したところであるが、自殺者が出たという問題も起きている。今日の問題点と今後の対応について見解を求めます。

以上でここからの質問を終わります。

○議長（根岸勇雄君） 大森幸平君の一般質問に対する答弁を許します。

甲斐市長。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） それでは、大森議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

まず、第1点の社会福祉法人に対しての指導ということについてでございます。平成25年3月までは、これは県が指導、監査を行うということになっておりまして、平成25年4月から市に事務移譲されて実施をしていると、こういう実態でございます。議員のご指摘の件につきましては、労働基準監督署の指導を受けておりますし、また当時の指導監督を担当をしておりました県と今協議中でございますが、まずは報告を求めた上で対応をさせていただきたいと思っております。なお、社会福祉協議会に対しての個別のご質問については、社会福祉課長及び高齢福祉課長から説明をさせます。

次に、ふるさと納税の問題でございます。今年度から地方創生の一環といたしまして、当佐渡市におきましても佐渡ふるさと島づくり寄附金ということでの拡充を行ったところでございます。拡充の要点を3点ばかり申し上げまして、件数等の詳細については地域振興課長に説明をさせます。まず1点目は、佐渡市の寄附手続の簡素化ということでございまして、9月1日からインターネットのふるさと納税ポータルサイトからの申し込みとクレジット決済、これを開始をしたということが1点目でございます。2点目は、1万円以上のご寄附をいただいた方々にお礼の品物を用意をいたしたということであります。米、果物、海産物などでございます。3点目は、寄附金の活用メニューの中に地域づくり団体応援コースというものを新たに追加をさせていただいたわけであります。

次に、あいぼーと佐渡についてでございます。ご案内のとおり佐渡インフォメーションセンター、あいぼーと佐渡につきましては、平成27年3月に開館をいたしたところであります。これは、観光の情報発信拠点及び地域活動の拠点施設というもので位置づけたわけございまして、現段階におきまして島内外の皆様方から大変なご利用をいただいているところであります。また、6月には同時通訳ブースを利用いたしました国際会議、東アジア農業遺産学会等を開催をいたしたところでございます。いずれにいたしましても、両津のいわゆる佐渡の玄関口でございますので、その特性を生かしながら、観光、食、あるいは文化、芸能といった佐渡の魅力を発信、このことによって佐渡を知っていただく等の地域活性化にかかわる利活用に努めてまいりたいというふうに考えております。詳細については、地域振興課長から説明をさせます。

最後のといいますか、佐渡市の将来ビジョンの交付税の関係、具体的な数字でございますので、財務課長に説明をさせます。

職員の数等々についてでございますが、これの具体的な退職者数が何人とかということ等については総務課長に説明をさせますが、私のほうからはメンタルヘルスにつきまして答弁をさせていただきます。前の議会でもご答弁を申し上げたところでありますが、その重要性というものは理解をいたしておるところでありまして、特にメンタルの部分でございますので、個別の事案ごとにお医者さん等と協議をしながら対応をしているところでございます。いわゆるお医者さんの指示に従いまして、診断書を書いていただいて、それに基づいて我々是对応をしているということでもあります。今回療養休養中の職員が亡くなったということはまことに残念であるわけですが、いずれにいたしましてもその重要性ということは十分理解しておるわけでございますので、今後ともしっかりと対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

鍵谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（鍵谷繁樹君） ご説明いたします。

平成27年度社会福祉協議会運営費補助金でございますけれども、こちらについては1億3,811万6,000円で、主な用途につきましては、法人運営事業にかかわる人件費及び事務費でございます。

それから、裁判に係る費用及び控訴審にかかわる費用についてということでございますが、こちらについては聞いておる限りですけれども、法律事務所取り扱い着手金が24万ほど、それから弁護士報酬等が104万ほどということで聞いておりますが、いずれにしましても補助対象には含まれておりません。

それから、公益通報者保護法でございますけれども、こちらについては通報したことを理由に通報者が不利益となる取り扱いがされないよう通報者を保護するとともに、法令の規定を遵守し、国民生活の安定と社会経済の健全な発展を図るというものでございます。

○議長（根岸勇雄君） 後藤高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（後藤友二君） 私のほうから2011年の介護保険法の改正の関係でございます。介護保険を含む社会福祉関係の事業では、他の産業と比較して労働基準法等の違反の割合が非常に高いということがございまして、介護事業所における労働法規の遵守を徹底させるため、事業所指定の欠格要件及び取り消

し要件に労働基準法等の違反者というものを追加し、介護人材の確保のために事業者に労働環境を整備させるということを目的に、平成23年6月、介護保険法が改正され、関係規定を追加、平成24年4月1日から施行されたものです。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 加藤地域振興課長。

○地域振興課長（加藤留美子君） ご説明いたします。

ふるさと納税の平成27年8月までの申し込み状況は160件、2,408万2,000円でした。

お礼の品などの宣伝方法は、全国のふるさと納税を紹介するインターネットサイト、ふるさとチョイスへの掲載や市のホームページ、ネットワークを活用して準市民への周知、9月末に発行します佐渡情報誌「シマイル」に掲載し、島外へ発信してまいります。

佐渡インフォメーションセンターの平成27年3月から7月までの入場者数は延べ2万2,333人、収入金額は93万8,220円でした。今後の主な利用計画は、大学主催のシンポジウムや映画上映会、展示会など約60件の予約申し込みがございします。

郷土芸能鑑賞会は、観光客に佐渡おけさやおんでこ等を実演するもので、おもてなしの向上と施設を活用した新たな旅行商品の開発を目的に行いました。その趣旨に賛同する民間事業者と市が協定しまして、開催経費の負担や運営等を共同で行い、8月9日から8月13日まで開催したものでございします。計画では、入場者数125名を見込んでおりましたが、219名の方から来場いただきました。

○議長（根岸勇雄君） 池野財務課長。

○財務課長（池野良夫君） それでは、地方交付税関係についてご説明いたします。

交付税の見直しによって平成27年度の影響額がどのくらいあったかということでございしますが、支所に要する経費については一本算定に約14億円加算されました。

消防費、清掃費、離島経費については、一本算定に約3億円見直されました。

それと、見直しによる影響については、報道では平成30年ごろには約7割程度が復活すると言われていいますが、現時点で試算しますと4割程度が今算定されているという状況でございします。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺竜五君） ご説明いたします。

現在の職員数ですが、9月1日現在で1,207人でございします。

退職する職員数は、定年退職が11名、勧奨退職予定者が20名ということになっております。

ラスパイレス指数の全国1,789自治体の平均指数は、平成26年4月1日現在で98.9%でございします。

新潟県の指数は100.2%、全国の1,789自治体の中では県は250番目、47都道府県の中では19番目となっております。

佐渡市の指数は88.2%でございします。新潟県内30市町村の中では、下から2番目ということになっております。全国1,789自治体の中では、下から33番目ということになっております。

メンタルヘルスの予防対策の具体策につきましては、やはりセルフケアの研修をしっかりと実施しております。これは、個人の気づきということでございします。また、組織によるケアは、管理職の研修、また意

見交換で話しやすい職場づくりということが大事かというふうに取り組んでおります。あわせて、共済組合が主体ですが、メンタルヘルス相談室を設けて、話しやすい形で職員に周知しておるところでございます。

あと一度休職された方につきましては、これは先ほど市長から申し上げたとおり、特に長期の場合については、医師の診断と本人の意向、これをよく聞きながら、話し合いをして進めております。本人が出たいと言っても、医師からの診断が非常に重要になりますので、どちらかという医師のほうを中心に話をしております。そのための軽減、例えば半日での勤務とか、そういうものも含めて個別、個別に合わせてできる限り早く復帰できるような対応をとっておるということでございます。

以上でございます。

○議長（根岸勇雄君） 大森幸平君。

○6番（大森幸平君） ちょっと順番を変えて詳細にやりたいと思います。

まず、4番目の関係であります。先ほど財務課長のほうから今日現在で約4割程度復活しているという話は、金額に直すとおおむねどのくらいになるのですか。

○議長（根岸勇雄君） 池野財務課長。

○財務課長（池野良夫君） ご説明いたします。

約28億ぐらいです。

○議長（根岸勇雄君） 大森幸平君。

○6番（大森幸平君） 新聞どおりに7割復活するかどうかは別にしても、当初予定したより今日段階で28億が復活される現実だということを考えると、当初想定した中身よりも相当乖離が生じているわけでありまして、この種ビジョンというものは一定の時期に見直す必要があると思います。そろそろ見直したほうがいいかと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（根岸勇雄君） 池野財務課長。

○財務課長（池野良夫君） ご説明いたします。

交付税の一本算定の見直しについては、平成28年度にもう一つ標準団体の面積の見直しというのがあります。その数字を見てどのくらい交付税が復活するかというのを見まして、それによって標準財政規模がどのくらい今現在の財政計画と差があるのかというのを見ましてそこから、標準財政規模で予算の規模が決まりますので、それについて各費目、人件費とか物件費とか、そういうのを類似団体と比較して、財政計画を変える必要があれば変更したいというふうに思っております。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 大森幸平君。

○6番（大森幸平君） 資料の10ページに載せてありますけれども、平成27年度の見直しは、保健衛生費、小中学校費、徴税費等、標準団体の経費の見直し、人口密度に応じた補正を新設、充実等があるわけですが、これは幾らになるかわかりませんが、従来のような大きな額には私はならないのではないかと、いうふうには見えています。それにしても70億と言われていたものが今現在28億復活したということであれば、将来ビジョン全体についてそろそろ細かく見直して、次の佐渡市の将来どうあるべきかということは見直す必要があると私は思うのですが、市長、どう思いますか。

○議長（根岸勇雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 私どもが知らされていた見直し額というものがまず頭にございます。それに対して今どのくらいになっているかというのは、今ほど財務課長が言ったとおり。平成28年度にある一定のものが固まります。したがって、その段階で、さっき財務課長が説明したとおりでありまして、単年度、単年度、上がった、さあ、見直そう、下がった、下がるということはどうかわかりませんが、見直すということはあってはならないものだというふうに思っております。

○議長（根岸勇雄君） 大森幸平君。

○6 番（大森幸平君） そういう方針であれば、それでひとつやっていただきたいと思います。

2 番目に、あいぽーと佐渡の問題で、（3）の郷土芸能鑑賞会、実行委員会形式でそれぞれの賛同金とか、そういったものもらってやっておるというお話でございますが、そこに参加した人たちから会場費と称してお金を取っておるのです。そして、謝礼金という形でまたそれと同じ金を返している。これは事実ですか、地域振興課長。

○議長（根岸勇雄君） 加藤地域振興課長。

○地域振興課長（加藤留美子君） 郷土芸能鑑賞会の出演団体の方にはこの実行委員会から趣旨を説明しまして、1 団体からは協賛負担金をいただいておりますが、ほかの出演者からはいただいております。

○議長（根岸勇雄君） 大森幸平君。

○6 番（大森幸平君） 私はそういうことを聞いているのでなくて、例えば民謡を協力してやってくれた人たちには、その団体から1 万円ずつ会場使用料という形で金を集めている。私は、そのように聞いている。そして、彼らが言っているのは、私たちは協力することはやぶさかではないけれども、会場費という名目でお金が要するというのはちょっと納得できぬと、そういう意見がございますもので、今後の計画についてはその辺を見直す考えはありますか。

○議長（根岸勇雄君） 加藤地域振興課長。

○地域振興課長（加藤留美子君） ご説明申し上げます。

郷土芸能鑑賞会の出演に当たりまして、出演団体から実行委員会への負担金をいただいた団体は1 団体でございますし、出演者から会場料としていただくということは今回は行っておりませんでした。

○議長（根岸勇雄君） 大森幸平君。

○6 番（大森幸平君） だから、芸能を発表したところは1 団体だけでも、3つのグループが出ておるわけ。それで、1 万円ずつ負担している。3 万円負担している。そして、出演料ということで3 万円また入っているのです、そこへ。これは、実質会場費として取っているのと同じだと私は思いますし、そこに協力していた団体の人がこれはちょっとおかしいのではないかと、そういう声があるものですから、いわゆる協力してくれる人から会場費のような中身でお金を取ること自体が私はどうなのだというのを聞いていたわけでありまして、個人から取った云々ということは聞いていません。団体からは3 万円出してもらっていますね。

○議長（根岸勇雄君） 加藤地域振興課長。

○地域振興課長（加藤留美子君） ご説明申し上げます。

今回芸能団体4 団体から出演していただいております。その中の1 団体から実行委員会に入っていた

きまして、負担金をいただいておりますが、残りの3団体からは負担金をいただいております。

以上でございます。

○議長（根岸勇雄君） 大森幸平君。

○6番（大森幸平君） あなた方がそのように言わんとするのは、気持ち的にわからぬわけではないけれども、実質的に協力した人たちがそのように受けとめておると。この事実をやはりしっかりと認めてもらいたいと思います。そして、彼らは協力することはやぶさかではないと言っているのですよ。ただし、負担料を取るのはちょっと納得いかぬと、このように言っているのであって、そういう中身ではなかったのですかということを私は聞いているのです。もう一度お願いします。

○議長（根岸勇雄君） 加藤地域振興課長。

○地域振興課長（加藤留美子君） ご説明させていただきます。

郷土芸能鑑賞会につきましては、出演団体からはいただいているということでお聞きしておりますが、1団体からはこの事業に対しての賛同をいただいて負担金をいただいておりますが、この事業を実施するに当たりまして出演団体にご説明したときに説明の仕方が不十分で誤解を与えたのかと思いますので、今後気をつけていきたいと思います。

○議長（根岸勇雄君） 大森幸平君。

○6番（大森幸平君） 私も資料要求もしたのですが、まだ決算ができておらぬという話でございますので、決算が出た時点で出してもらいたいと思います。議長のほうでよろしく願いいたします。

○議長（根岸勇雄君） はい、わかりました。

○6番（大森幸平君） そこで、次の問題に入りたいと思います。いわゆる社会福祉協議会の臨検問題ということでございますが、先ほど説明がありましたように、指定管理を受けている団体というのは、労働基準法等に違反して懲戒を受けると、その後続けて指定を受けることができないという法律が2011年度にできたのです。それで、社会福祉協議会は、労働基準監督署が入ってきて何回も何回も指導されたけれども、1回目は判こだけだった。これは、タイムカードを入れることをやった。2回目は何だったかというと、実際は時間外労働した。だけれども、私は時間外労働をしましたという自主申告のあった分しか払っていなかった。そこで、230万円ほど労働基準監督署に命令を出されて追加払いをした。それで、3つ目が問題なのです。何かというと、今度は退庁時刻になるとタイムカードをガチャンとやってしまう。それから職場へ戻って仕事するのだ。だけれども、パソコンは動いている。パソコンのログオフした時間とタイムカードの押した時間が物すごく全体が乖離していたという実態がわかって労働基準監督署は怒ったと。そして、これ以上のことやるといわゆる法令に基づいて処分しますよという文書を手渡された。そこで、彼らはさっき言った、それやられると自分たちの組織がもう仕事ができなくなるという焦りが出たのです。そこでもって、悪いことしたのは職員だと、時間外労働を勝手にやったのは職員だと。そして、こういう事態に落ち込んだのは内部で通告した者があると。これが許せぬということで、先ほど私が説明した処分をしたわけです。そういった経過であります。労働基準監督署が入るときは大体勤務表やっているのはタイムカード入れれば入れますと。その次は大体ああい流れになるでしょう。その次はパソコンと合わせる。大体読んでいるのです。そのとおりのことやったのだ、彼らは。だから、労働基準監督署が再三にわたり指導に入ったのですが、その扱いの中で、6ページに一応出してありますけれども、当時の所長

さんは裁判の中で、佐渡市社会福祉協議会が発足した平成16年度にさかのぼるが、その当時社会福祉協議会の運営費は全て佐渡市の補助金に依存しておりました。佐渡市も時間外労働については予算上制約がある。その中で私どもが勝手にどんどん時間外労働をつけたのでは佐渡市の了解が得られない。したがって、私どもはこういう措置をとったのだということを堂々とこれ裁判の中で述べている。そして、その下にありますが、証人尋問における発言であります、僕も役所にいた人間ですが、やっぱりきちんと管理されていなかったというように記憶しております。きちっと管理していなかったのも、労働基準監督署に指摘されたのでしょうか。それは、サービス残業しなければいけない状況にあったのか、それともしっかり時間外労働手当の申請をしていないという認識が余りなかったのか、当時その辺はどうだったかということに対して、時間外労働を申請するというのとは一定時間余裕があるというふうな、そういう考え方を持っているので、勤務時間の5時半が終わったら時間外であるという認識がちょっと薄かったという気がします。それから、役所のときも1時間とか30分ぐらいは勤務時間を超過して業務を行っていた、そういうことはあります。佐渡市でこういうことをやっていたから、俺は社会福祉協議会行ってこういうことをやるのだということ堂々と述べているのですが、そういうことなのですか。市はそれ承知しておったのですか。

○議長（根岸勇雄君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺竜五君） ご説明いたします。

超過勤務のそのときがいつでどうなっていたのか、今の段階でわかりませんが、超過勤務手当につきましては総枠予算というよりも、おおむね月3万とか、そういう目標値を立てて、できるだけ縮減していこうということは話し合っていました。ただ、当時から、私の知る限りでは、予算が幾らでこれしかどうしても出せないということは市ではやっていなかったというふうに考えております。

○議長（根岸勇雄君） 大森幸平君。

○6番（大森幸平君） そうすると、これは裁判の中で堂々と社会福祉協議会が答弁しておるわけですが、いまだにこういうことがあるとすれば、やはり佐渡市としては指導すべきだと思うのですが、その点についてはどうですか。

○議長（根岸勇雄君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺竜五君） ご説明します。

今回不祥事等もございました。その中で超過勤務のあり方について再度検討しております。現在につきましては、きちっと課長に業務内容を説明した上で超過勤務をやる。それをしっかりと認めていくということにしておりますので、必要な分は必要なもので支払う。ただし、きちんと業務管理をして、できるだけ帰るときは早く帰ると。そこを各課長のほうで徹底していくようにということで今取り組んでおるところでございます。

○議長（根岸勇雄君） 大森幸平君。

○6番（大森幸平君） 9ページに資料として載せてありますが、職員がサービス残業をせざるを得なかった理由ということで、これは裁判に出された資料です。平成20年1月22日、取り扱いをいいことにして権利を主張する、残業代が増加する、職員が好き勝手なことをしているとばかり言う、そういう発言をしている幹部がおったということ。それから、平成21年6月2日の臨時支所長会議、パソコンを使わない記録

のとり方、8時間を超えるのはできが悪い証拠である、変形労働時間制を取り入れて残業手当を抑制することを考えるべきである、こういう論議が幹部会で論議されている。そして、その後、平成22年4月30日には、時間外勤務が適用されるケースとして、事務処理でどうしても今日中にしなければならない場合、介護サービスで利用者の都合で時間外調整された場合、突発的な事故やトラブルでその処理を行う場合、この3つ以外は時間外労働を認めてはならぬということをそれぞれ指示をしているわけであります。これは、この当時まだ労働基準監督署が入っているときなのです。だから、私が先ほど言ったように労働基準監督署に幾ら指示されても何しても、俺たちはそこを通り抜けようとかまかしを始めた。そして、最後にパソコンのログオフ時間と勤務カードの時間が合わない。決定的な証拠は、向こうは想定しているから、当然それはつかめます。それで、つかまれて実態がばれて、このままでは処分するよと、こういう実態になっているわけであります。したがって、この姿勢はいわゆる労働基準法を守ろうということではなくて、その裏をどうかいくぐっていかうかという対応に終始していた、これが大きな間違いだと私は思うのです。その辺については、今の管理職をしている人たちに十分、私は佐渡市としてもそういうことがあってはならぬぞということぐらいのことはやはり言うべきであると思っています。そこで、なぜそれを言いますかという、いわゆる法人運営費に1億3,000万出していますよね。先ほど課長は、裁判費用にどうのこうので104万とか何かございましたが、紙面の関係上で14ページに弁護士費用ということで書いてあります。この団体は、年間64万8,000円で顧問弁護士を雇用しております。それから、先ほど言いましたように労働審判の着手金として64万2,000円、これを払っています。それから、本裁判の着手金として273万円払っています。この着手金というのは、弁護士さんが裁判所に来る費用というのは別枠です。したがって、社会福祉協議会の弁護士さんは東京におけるわけですから、新潟まで裁判のときに来るその費用は別枠でどこかで出ておるはずなのです。それが常識なのです。社会福祉課長、さっき104万と言いました。これ社会福祉協議会の補正予算の中に書いてあった数字で私はこれ書いてあるのですが、なぜ違うのでしょうか。

○議長（根岸勇雄君） 鍵谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（鍵谷繁樹君） ご説明いたします。

金額が違うのではないかとのご指摘なのですけれども、これ社会福祉協議会から決算書をもっておりまして、その決算書に基づいた数字で私のほうで説明した金額となっています。

○議長（根岸勇雄君） 大森幸平君。

○6番（大森幸平君） いつの決算書ですか。

○議長（根岸勇雄君） 鍵谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（鍵谷繁樹君） それぞれ平成24年度から平成26年度にかけての決算書になっています。

○議長（根岸勇雄君） 大森幸平君。

○6番（大森幸平君） 私が持っているのは、いわゆる補正予算という形で出された中に着手金273万円とか、労働審判にかかわる部分等では64万2,000円というふうに明確に明記されて予算が組まれています。

それは、佐渡市が1億三千何百万補助金を出しているところの会計です。間違いありませんか。

○議長（根岸勇雄君） 鍵谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（鍵谷繁樹君） ご説明いたします。

私どものほうは、最終的には各年度で決算書に基づきまして補助金の額を決定しております。その額の決定につきましては、それぞれの決算書に基づいてお支払いしているということになっておりますので、間違いございません。

○議長（根岸勇雄君） 大森幸平君。

○6番（大森幸平君） 私の資料では、間違いなく補正予算第何号という中にそういう金額が明確に書かれています。それが内容が合わぬということであるとちょっとこれ以上審議ができないと思うのですが、調べてください。

○議長（根岸勇雄君） 鍵谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（鍵谷繁樹君） 確かに補正予算では上がっていたかと思うのですが、最終的に決算額をもとにして私どものほうは補助金支払いをしておりますので、決算額の中では着手金なんかについても戻ってきたお金等がございます。そういったものも加味しまして、そういうのはもともと補助対象外という形で補助金のほうは支出しておりますので、決算に基づいてやっているということでございます。

○議長（根岸勇雄君） 大森幸平君。

○6番（大森幸平君） この種問題で決算額でそうなっているというのであれば、私もそこは見ていないので、ある意味は納得しますけれども、基本的に私は着手金で払ったものが返ってくるということは余りないというふうな認識であります。

それと、社会福祉協議会の皆さん一生懸命佐渡市と交渉もして指定管理等の仕事をとったということを述べているわけではありますが、3ページの中ほどに書いてありますが、指定管理等にかかわる問題について。①、会長、常務理事を始めとする役員が中心となって佐渡市に対し交渉を行った結果、ほぼ全て施設で競合他社を上回る点数で引き続き事業運営を担うことができるようになったと。ここはこれでもいいと思うのですが、②番目です。②番目、事業計画書のでき、ふできがゆえに社会福祉協議会がほぼ全ての施設で競合他社を上回る点数で引き続き事業運営を担うことができるようになったわけではなく、事業計画書は必要な資料の一つにすぎない上、会長、常務を始めとする役員が中心となって佐渡市に交渉を行った結果として社会福祉協議会がほぼ全部のところとれました。裁判のときに述べています。こういうこと佐渡市はやっておるのですか。

○議長（根岸勇雄君） 鍵谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（鍵谷繁樹君） ご説明いたします。

実際にそういった事実はございません。私ども指定管理の委託につきましては、佐渡市の指定管理業務標準仕様書に基づきまして、募集要項、それから審議要項、それにのっとりまして厳正なる審査を実施をしているというところでございます。

○議長（根岸勇雄君） 大森幸平君。

○6番（大森幸平君） ここに書いてあるのは、社会福祉協議会が準備書面で裁判所に出した資料なのです。

片一方はこう言っていたのだけれども、このまま放っておくのですか、では。彼らそう思っているのですよ。裁判所にまで出しているのですよ。それでいいのですか。

○議長（根岸勇雄君） 鍵谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（鍵谷繁樹君） ご説明いたします。

繰り返しますけれども、指定管理の審査については、審査要項に基づいて、もしくは審査のものに基づきまして、私どものほうできっちりと審査をしているという状況でございます。

○議長（根岸勇雄君） 大森幸平君。

○6番（大森幸平君） でも、こういう事実が公に残っているわけですから、これについてはちゃんと調べてください。なぜこういうことを裁判書面に出したかということ調べて、その本意を聞いてきてください。いいですか。議長のほう、そのようにお願いしていいですか。

○議長（根岸勇雄君） わかりました。

○6番（大森幸平君） 次に、若干個別の案件、なぜ懲戒権の乱用と言われたのか。全部やると時間かかるので。まず、処分4ということでありますが、これについて詳しく、私がこれ出してあるのは判決文の抜粋でありまして、これは判決文を見ながら私がパソコンに打ち込んだやつでございまして、若干の誤字脱字はあるかもしれませんが、そのような意味で見てください。処分4に関する懲戒権の内容。ア、懲戒事由の該当性について。原告は、勤務表により休日だった平成23年12月4日、時間外勤務の申請することなく3分間職場のパソコンを立ち上げてデータの取り込みを行い、また勤務割り表では同月6日休暇としながら、勘違いにより同月5日を休暇とし、同月6日を勤務としたもの。これちょっと間違っている。勤務とした。前記のとおり被告では平成19年以降、被告というのは社会福祉協議会のことであります。労働基準監督署から職員の時間外労働に関してたび重なる指導、注意を受けており、そのため各支所長に対して時間外勤務の管理について徹底を促す文書を発出したり、労務管理マニュアルを作成するなどして勤務時間の管理の厳格化を進めてきたのである。そして、平成23年7月19日開催され、原告も出席した定例経営会議では、何々からパソコン、タイムカードをチェックすると合致していない部分が多い。今後抜き打ちで労働基準監督署が労務管理のチェックに入る。守られていないと社会福祉協議会の信頼を失うことになる。退庁時タイムカード打刻等周知するようにと改めて注意喚起が示されたのである。原告の上記行為は、就業規則38条3号の業務上の指示、命令に従わないとき及び同条の勤務に関する諸手続の届け出をしばしば怠り、またはその記録を偽ったときに該当すると言うべきある。これ裁判所の見解ですので。イが懲戒権の乱用について。しかし、次の諸事情からすれば、本件処分は社会通念上相当性を欠き、懲戒権を乱用したものと言うべきである。すなわち時間外労働勤務の申請を欠いたまま休日に作業したといっても、その時間はパソコンを立ち上げていたわずか3分程度にとどまるものであるし、勤務割り表上の休日と他の日を取り違えて勤務したのも本件証拠上では原告の勘違いによるものと見られるものであり、これにより被告に何らかの損失を及ぼすものはなく、そもそも被告の変形時間制においても休日の振りかえは認められているものであるから、以上の原告の行為はいずれも軽微な違反と言うべきものである。また、被告は本件4と同時に80名もの大量の処分を出しているが、これは当該職員が何回以上違反したとかその程度がどうということかを考慮することなく、勤怠調査時に違反のあった職員を一律に処分したというものであるから、被告は本件処分4に当たっても原告の上記行為の軽重について慎重な検討を欠いているものと言わざるを得ない。そして、被告が労働基準監督署から再三の指導を受け、労働時間の管理の厳格化を進める状況にあったことを考慮しても、そもそも使用者である被告は職員の労働時間を適正に把握するなど労働時間を適切に管理する責務を有しているのであって、これが不十分であったことが労働基準監督署による注意を受けることに至ったと言うべきであるから、原告の上記のような軽微な違反に対して、事実上の

口頭処分等でなく、昇給が制限され、将来にわたる不利益をこうむることとなる懲戒処分をもって臨むことは重きに失すると言うべきであると、このように判決文で書かれておるわけであります。要するに調べた日にたまたま鍵をあけてとかそこへ入ってから10分を過ぎて押したものはこれ処分された。それが初犯であろうが、中には雪が降っておったため玄関の扉あけてスコップ持って除雪しておった。そうしたら、10分以上遅れてしまったと、タイムカードを押すまで。こういう人まで処分している。しかも、定期昇給が4分の3カットされて、次の賞与のときには勤勉手当が20%カットされるのですよ。そういう将来にわたった影響のある処分を、譴責処分という名ではあるが、事実上の私は懲戒処分だと思うのです。こういうことをやっている。先ほど言いましたようにその背景には、労働基準監督署に処分されると指定管理の仕事が続けてできなくなると。この危機感から、悪いのは職員のせいだと、俺たちがあれだけ申請して仕事しろと言うたのにおまえたちが言うことを聞かなかったからだ。そして、81人に及ぶ処分をしたわけです。その中身は物すごくきついものであって、裁判所はこれは社会通念上こんなことあってはならぬよという、懲戒権の乱用であるとまで裁判所が認めたのはこういう意味であります。

そこで、これは佐渡市としてそういうひどい処分をしたということに対して、労働基準監督署は民事不介入ですから、これはどうのこうのは言いません。佐渡市としては、これはちょっと世間的にもやばすぎるのではないのぐらいの指導はできないですか。

○議長（根岸勇雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 前段で申し上げておきますが、私が佐渡市社会福祉協議会の職員を採用したわけでもございません。私が処分をいたしたわけでもありません。したがって、今のお話を聞く限りにおいては、やはり問題があるというふうには私は今話を聞きながら思いました。したがって、先ほどご答弁を申し上げたように、まず報告を受けて、その上で対処するというのを先ほど一番最初のときにご答弁を申し上げたはずでありますので、そのとおりに行います。

○議長（根岸勇雄君） 大森幸平君。

○6番（大森幸平君） そういう方針であるということでもありますから、それは一部やむを得ないという部分もあるので、そのようにやっていただきたいと思いますし、やはりこれはこういうひどいこと、私は時間外労働をしなければならないように社会福祉協議会が組織として職員を追い込んでいって、それで言うこと聞かなかったのはおまえたちと、こういう処分したというの初めて聞くのです。私も労働運動長くやっておりますけれども、サービス残業がある云々というのは私は基本的には管理者がきちんと管理していないのが悪い、これが一番の原因であるというふうに思っていますし、裁判所もそうなのだというのを認定しております。そういうことですから、その辺に関しては厳しい指導でもって行っていただきたいと思います。

それで、資料の5ページを見てもらいたいと思うのですが、これは被告が裁判所に提出した証拠書類なわけですが、取り組み状況についてと。いわゆる時間外労働をなくするために取り組む、その取り組んでいる状況をまとめたものの中にこういう、取り組み状況の中にこの文章が書いてある。時間外での業務についての取り組み状況。昨年の集団指導から業務量がふえたにもかかわらず、39件の担当件数は変わらない。限られた時間内で業務を終えることは困難になっている。そのため休日出勤の代休日に出勤し、外出した人のパソコンを借りて間に合わせているのが実情であります。このような状況では、訪問調査の

委託や担当件数を見直していかないと時間内に業務を終えることが難しい。社会福祉協議会がこれまとめた文書なのです。これ証拠書類として裁判所にも出されておるのですが、何でこんな文書が出てくるのだと私は疑問には思うのですが、要するにこれはこういう形でごまかしているのがいいというような取り組み状況で出したのか、こういうことあってはならぬよといって出したのか、ちょっと判断に迷うのですが、彼らの今までの行動からすると、こういうことはいいことだからやれというふうには受け取れないこともない。そういった意味で、労働基準監督署の指導をやはり何とか免れていこうという、そういう姿勢に立っているという、一環であるということを思いますし、また某所長は会議で出張して時間までには帰れぬ。携帯で電話して、おい、俺のを誰か時間になったらタイムカード押しておけよ、こういうこともやっておる。ひどい実態です。そして、彼らがなぜ控訴したのかという、このことについて私の私見も含めて述べますが、やはり内部通報した人間が憎い。社会福祉協議会を陥れたとか、社会福祉協議会の信頼を崩壊させたとか、そういうことで裁判でも個人攻撃をするようなことをやっておりますが、しかし実態は自分たちが労働基準監督署から指導されたことを忠実に守ろうとしなかった。そして、ごまかしていこうとした。このことが労働基準監督署を激怒させて処分するとまで言われた。これに私は間違いないと思っています。そういうことからしても、なぜ控訴した。これは、1審判決を確定したのではその意思が貫徹しぬからだと思うのです。こんなばかなこと、この中身の争いですから、あの事実案件の中では高等裁判所に行ってひっくり返ることはないというふうに私は思っています。先ほど冒頭で言いましたが、労働審判というのは裁判官1人と労働者代表1人、それから使用者代表の人間が1人、3人で3回以内で審議をして迅速に救済者を助けていこうという制度です。その中で3人の審判員がいわゆる労働審判を起こした人の言うことが真つ当ですよと、あなた方はそれで和解しなさいと勧告した。だけれども、社会福祉協議会はそれをのまなかった。だから、本裁判行っった。これは、そういう制度ですから。そうすると、やはり彼らは何々が内部通告したから俺たちはこういう目に遭ったのだ、そのことしか頭にないのです。自分たちが労働基準法に違反をしていろいろ指摘をされた。しかし、それを忠実に直そうとしないで、いかに裏をかいてやろうかということやって、それがまたばれた。最後は、おまえ処分するぞと言われて慌てた。私はこの実態だと思います。そういった形で、控訴をしておるわけですから、私はこういうことはあってはならないし、こういう珍しい判例というのは、1審判決といえども労働者の雇用運動しているところにはすぐばあっと流れます。そうすると、こんなことを許してはならぬという声が全国的に上がってきます。それは、ますます社会福祉協議会さんが恥かくことになると思います。そういった意味で、これは早目に社会福祉協議会さんも和解したほうがいいのではないかと私は思っていますが、あくまでもそういう1審判決を引き延ばすために、何年か引き延ばそうとするのであればそういう事態になっていくということを申し上げまして、私の一般質問終わります。

○議長（根岸勇雄君） 以上で大森幸平君の一般質問は終わりました。

ここで10分間休憩いたします。

午後 2時35分 休憩

午後 2時46分 再開

○議長（根岸勇雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

村川四郎君の一般質問を許します。

村川四郎君。

〔15番 村川四郎君登壇〕

○15番（村川四郎君） 民主党の村川四郎です。よろしくお願いします。今から一般質問を始めます。

昨年11月、国は人口減少に歯どめをかけ、将来にわたって活力のある社会を地域で維持していくため、まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定しました。佐渡市も対象期間を平成27年、本年度から平成31年の5年間として、地方創生総合戦略策定推進本部というおどろおどろしい名前の組織を立ち上げ、佐渡市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定しました。先日9月10日に発行された市報「さど」ナンバー139、表紙が北片辺のどろんこバレーのやつですけれども、その14ページから15ページに載っていますので、ぜひテレビをのぞく方は見ていただきたいと思います。長期的な取り組みとして、佐渡の将来を担う若者を中心とする人材育成と確保、短期的な取り組みとして、1次産業と観光振興を中心とした若者の雇用の受け皿づくり、子育て環境の整備を基本的な考え方として4つの目標を立てています。この戦略には、今後5年間国の予算が伴い、国と市もPDCAサイクルでの反省と追求が必要となりますが、果たしてこの施策で今後5年間任せてよいのか大変不安であります。批判と監視の府である議会の使命、責任、そして権利において佐渡市まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標1から4の疑問点について確認したいと思います。

まず、基本目標1より、島の資源を活かし、元気な産業と安定した雇用を創出するについて。和牛、肉牛ですけれども、和牛やルレクチエなどの米、柿以外の農水産物の振興はあるのか。

①、島のどんな資源を生かしてどのような産業を興すのか、その具体例を示していただきたい。

②、平成31年度における新規就農経営数年間34の根拠を示してほしい。

③、新規起業、第二創業、企業誘致数が5年間で50件増の根拠を示していただきたい。

④番として、商店街活性化事業における公募のその後についての説明を求めます。

基本目標2より、世界的3資産を中心とした島の魅力とおもてなしの心で観光交流を促進するについて。

①、次年度、平成28年度も世界遺産に登録が延期された場合、方向変更等の対策はあるのか。

②番目として、トキ、原生林、ダコタのブームは既に去ったと推測しますが、ジアス、ジオパークで交流人口がふえるという根拠を示していただきたい。

③、東北や関西地区、そして外国人と多様化する顧客ニーズに合わせるだけの施策では観光交流がふえることにはならない。ターゲットをもっと絞るべきではないか。

基本目標3より、生活しやすい環境を整え、若者の出会いから就業までを島全体で応援するについて。

①、若者が生活しやすい環境とはどのような環境か。

②、島全体で応援するの具体例及びよその自治体の定住事業との差別化はあるのか。

③、合計特殊出生率を上げることよりも分母の若者の定住をふやすことのほうが先ではないか。

最後に、基本目標4より、特色ある持続可能な地域をつくり、島の安全・安心を確保するについて質問します。

①、特色ある持続可能な地域とはどんな地域を指すのか。

②、しまびと元気応援団35団体の自主活動は本物なのか。KPIの目標が50となっていますけれども、

この50の目標は高過ぎるのではないか。

③、島の安全、安心確保の第1課題は、市民への平等な医療提供義務であり、さらに島内完結型医療確立の義務があることを理解しているでしょうか。

最後に、地域包括ケアシステムの構想をどのように計画しているのかの質問をして、この席からの質問を終わります。

○議長（根岸勇雄君） 村川四郎君の一般質問に対する答弁を許します。

甲斐市長。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） それでは、村川議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

佐渡市のまち・ひと・しごと創生総合戦略、これ1本でございしますが、総合戦略につきましては人口が減少している、これは佐渡だけではございませんが、日本全体が人口が減少している中において、佐渡らしい生き方と、あるいは地域づくりをやることによって佐渡の創生を実現するというのが狙いでございます。そのために関係各位のいろんなご意見を聞きながら佐渡としてつくり上げたものであります。基本的なコンセプトは、今議員もおっしゃったとおりであります。歴史と文化が薫り自然と人が共生できる美しい島というものを基本的なコンセプトといたしております。まず、何といたってもこの佐渡の活性化のためには人材の育成、確保というものが基本であります。ただ、これはきょう言ってあしたできるものではない。したがって、長期的な目標として人材の育成、確保ということは底辺に置かなければならない。そして、短期的にはその上に1次産業の振興と観光振興を中心とした若者の雇用の場をつくるというもの。もう一つは、子育て環境を始めとする生活しやすい環境の整備など、こういうものの施策に取り組むというものが基本の骨格でございます。いろいろと1から4の基本目標につきまして疑問点がありになるということでございます。その疑問点につきましては、個々のものについて各担当課長に説明をさせます。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

坂田農林水産課長。

○農林水産課長（坂田和三君） ご説明をいたします。

米、柿以外の農産物の振興ということでございますが、まず畜産につきましては、優良和牛の生産を支援しております優良和牛増産補助事業などにより引き続き支援をまいりますほか、国の高収益型畜産体制構築事業、畜産クラスターというものでございますが、これを活用しまして、和牛繁殖飼育センターの平成28年度の建設に向けて、現在JA、県、それから佐渡市、共済組合などで構成する協議会を設置しまして検討を進めているところでございます。

次に、果樹でございますが、ルレクチエ、イチジクのビオレなど島外から注目されるものもたくさんございますが、供給のほうが不足をしているという現状でございます。市としましては、担い手農家の規模拡大を支援する園地規模の拡大事業、それから里親制度、青年就農給付金の活用などによる新規就農者の支援というところを引き続き支援してまいりたいというふうに考えているところでございます。

また、水産でございますが、漁業集落でのイカやトビウオ、ツルアラメなどの海産物の加工を始め、特に佐渡産のイカにつきましては、漁業者と関係者が現在連携をしまして新製品の開発に取り組んでいると

ころでございますし、また佐渡島昆布、これを活用しました食材提案会も現在実施をしているところでございます。引き続き市の単独事業、それから国の交付金等を使いながら支援をしてまいりたいというふうに考えてございます。

続きまして、基本目標1の数値目標、新規就農経営体数でございます。これにつきましては、将来にわたりまして優良農地の維持と主要な農産物の生産量を確保していくと。このために既存の農家の組織化数、それから新規就農者数から算出をしておりますものでございます。この目標の実現に向けまして、組織化が必要な集落での話し合いの継続とあわせまして、都市部で行われております就農者の募集イベント、これに引き続き参加をいたしまして、佐渡での就農情報をしっかり発信をしてまいりたいと考えてございます。また、里親制度の充実、それから佐渡版戸別所得補償、こういったところを現在も推進しているところでございます。引き続き就農者の確保に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 市橋産業振興課長。

○産業振興課長（市橋秀紀君） ご説明いたします。

新規起業、第二創業及び企業誘致数5年で50件の根拠としましては、これまでの実績を踏まえて、平成25年度、起業、第二創業、企業誘致が6件ございました。平成26年度については7件でありました。さらに、今年度からは起業、第二創業の補助制度については支援施策の充実を図っておりますし、より利用しやすくなっています。また、国が創業支援に係る各種制度を充実させることから起業はふえるというふうに見込んでおりますので、年間10件程度という目標にしております。また、第二創業等のセミナーを開催して、いろんな事業に取り組んでいきたいというふうに思っております。

続きまして、商店街の募集状況ですが、本事業については河原田本町商店街の空き店舗を活用して起業に向けたチャレンジの場を創設し、起業の促進を図るものです。5月25日から6月12日までの間募集を行いました。申請はなく、2次募集に現在切りかえておりますが、何件か相談ありましたけれども、現在事業実施には至っておりません。それ以外にも地域おこし協力隊がやれるか、また女性が起業する支援団体があります。そういうところにもお声をかけながら、挑戦をしていただきたいというふうに思っております。また、本事業においては、開業へのきっかけづくりを目的に、将来開業、起業を目指す方に空き店舗を貸し出し、仕入れ、販売、接客の仕方等を経験してもらうため、まずは試験的に3カ月程度実施してもらうという旨で今回事業を実施しております。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 大橋観光振興課長。

○観光振興課長（大橋幸喜君） 基本目標2についてご説明させていただきます。

まず、佐渡金銀山の世界遺産登録が延期になった場合観光施策に変更はあるのかというご質問ですが、ことしは残念ながら国内推薦は見送られましたが、関係者一丸となって来年の再挑戦に向けまして全力で取り組んでおりますので、これまでどおり将来ビジョン、それから佐渡版総合戦略に基づきまして、3資産を中心に観光振興を図っていくという考えに変わりはありません。また、佐渡は世界的な3つの資産を有する世界的に見てもオンリーワンの島でございます。この小さい離島に3つの世界的価値を有する島は、どこにもまねのできないのが佐渡の特色です。ジ阿斯、ジオパークなどそれぞれ個々に売り出すとい

うことではなく、この3つの世界的資産を有する特色こそセールスポイントになるというふうに考えております。また、3資産に佐渡の自然、歴史、文化を物語性を持って関連づけていくことでさらなる価値づけができるものというふうに考えております。今後さらに市民の方々には自身と誇りを持てるよう、普及啓発に努めてまいりたいというふうに考えております。

それから、多様化する顧客ニーズに合わせるだけでなくターゲットを絞るべきではないかというご質問についてですが、北陸新幹線開業やあかね就航を契機に、関西、中部方面からの利用客は実際にふえておりますので、佐渡の周遊、滞在型を生かせるエリアに積極的に誘客を図ってまいりたいというふうに考えております。また、訪日外国人につきましては、全国的に大幅に増加していることから、佐渡市においてもこのチャンスを逃すことなく誘客に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 小林総合政策課長。

○総合政策課長（小林泰英君） 若者が生活しやすい環境についてということですが、雇用の場の確保、これが最重要課題であり、そのため1次産業の振興と観光振興を中心とした若者の雇用の場づくりに取り組んでまいります。

次に、島全体での応援ということでございますが、子育て世代へのアンケートでは、子育てにお金がかかり過ぎるというのが一番となっております。総合戦略においても保育料2人目の無料化の拡充や小学校から高校までの教育費の負担軽減方策の検討を取り組みの内容としたところであり、子育て世代の経済的負担の軽減を図ってまいります。そのほかには、婚活サポーターやファミリーサポートセンター、豊かな心を育む教育など、地域の方々と一体となった取り組みが必要と考えています。定住事業については、PR、情報提供、誘導策の展開、受け入れ態勢の整備を柱に、佐渡の魅力の向上及び発信を図ってまいります。

また、合計特殊出生率を上げることよりも分母の若者の定住をふやすことが先ではないかというふうなお話でございましたが、若者の定住をふやすことは確かに必要でありまして、そのためには雇用の場の確保が最重要課題というふうに考えておりますので、1次産業の振興と観光振興を中心とした若者の雇用の場づくりに取り組んでまいります。あわせて出産や子育てしやすい環境づくりについても取り組む必要があるものというふうに考えております。

○議長（根岸勇雄君） 加藤地域振興課長。

○地域振興課長（加藤留美子君） 特色ある持続可能な地域についてご説明申し上げます。

地域の特色を生かして地域住民が主体となった地域10組織等が行う地域づくり活動への支援や、地域おこし協力隊等の外部人材、地域活動支援員等を設置しまして、地域コミュニティや集落行事等の維持、活性化のための仕組みづくりを進めてまいります。地域の公民館施設等を利用して交流拠点施設として活用し、地域の祭りなどの伝統芸能継承を通じて地域コミュニティの機能の強化を図り、にぎわいのある地域を目指してまいります。

○議長（根岸勇雄君） 村川市民生活課長。

○市民生活課長（村川一博君） ご説明いたします。

しまびと元気応援団につきましては、健幸さど21計画の実践部隊として自ら健康づくりを行うグループ

として活動しているもので、今年度は35グループでスタートしております。主な活動内容は、食や運動、子育て、福祉に関するグループなどがあり、これらをふやすことによりそれぞれの活動が特色ある持続可能な地域づくりにつながっていくものと考えております。

また、目標50につきましては、健康づくり教室指導者の育成や地域の公民館活動団体等と連携した取り組みを行うことにより、達成可能な目標であると考えております。

次に、医療体制についてでございますが、1次救急を担う休日急患センターが医師会や医師、在宅看護師の協力のもとに稼働しています。2次救急につきましては、救急告示病院の佐渡総合病院と両津、相川の市立病院が担っています。なお、佐渡には救命救急センターがないため、重篤な患者が発生した場合は島外へ搬送する必要があるため、現在ドクターヘリで対応しているところでございます。佐渡市の今後の医療体制については、県が策定する地域医療構想において協議がされることとなりますが、佐渡は離島として独自性を念頭に、当該地域に合った安心な医療体制を構築していくことが今後の重要な取り組みと考えております。

以上でございます。

○議長（根岸勇雄君） 後藤高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（後藤友二君） 地域包括ケアシステムの構築でございます。医療、介護の資源等を含めましたさまざまな面で非常に厳しい状況にあると考えております。地域コミュニティが崩れておる中、医療、福祉、介護の連携、自助、共助、互助の関係の確立を目的に、現在モデル地域で実施をしております安心安全地域推進事業、福祉版コンパクトシティ事業でございますが、これでの結果を含めて、これを少しでも地域包括ケアシステムに取り入れ、子供から高齢者まで地域で生活を続けられるよう、2025年に向けて進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 村川四郎君。

○15番（村川四郎君） まず、この計画ですけれども、今度国のほうからこの計画を出さないことには今後5年間これに関する予算をくれないということで、今まで地方にばらまいていた予算に対して理由をつけろということで、これを立てたと思うのですけれども、きょうの新潟日報を私見てちょっと、あ、県もまだだったのだなというのがわかりました。新潟日報の4面にそれが大きく書いてあって、これから対策会議を立ち上げて、15日にこれが行われて、最終的にはこの策は9月の定例県議会を通して10月末に策定される予定というふうになって、その隣には上越市がやはり40年後、16万人の人口を維持するというので、上越市も策定していなかった。上越市も10月末ぐらいにまとめてということで、多分11月ぐらいに策定するのではないかなと思うのですけれども、佐渡市も、最初から早々と立てた京丹後市の、インターネットで引くと、これまち・ひと・しごと創生総合戦略プランの一番最初に上がってくるのが京丹後市なのです。それを我々議員も見せられて、これをひな形にかなりつくっているなという意識はあったのですけれども、できたところの7割はコンサルタントに頼んでつくっている。佐渡市はコンサルタントに頼んでいないだけまだましかなという気はしたのですけれども、もう少しこれを、我々議会としてももっと慎重に、行政のほう、執行部と練り直して立ち上げるべきではなかったのかなと思うのですけれども、その辺、市長、いかがですか。

○議長（根岸勇雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 怠けて遅くなったところのまねをする必要は全くないわけであります。私は、これ 7 月末ということ考えたときに、国も概算要求に入るわけです。特に離島振興という視点で早目にこれを私どもは考えて出して、これを参考にして離島振興対策に役立ててもらいたい。このことを実は正副会長会議に私はかけたわけ。なるべく正副会長のところの市町村は早目にやって、これを積極的にぶつけていこうではないかということをやりましたが、残念ながら 2 つしかできなかった。これは、地方創生担当大臣のほうにもちゃんと出してありますし、それから離島振興課のほうにも出しておりますし、そういう意味でいろんなところに出して、佐渡市はこういう形でやるということで始めたわけでありまして、それはじっくりやればまた違う面が出てくるとは思いますけれども、パーフェクトというのはあり得ないわけですので、やっぱり我々は国の出方、いろんな情勢等を踏まえながら適時変えていかなければ、基本的なことは変えられませんが、施策として変えていかなければならない。そのためにはいち早く出して、いろんな官公庁の意見を聞くということが私は必要であるだろうということでやったわけであります。

○議長（根岸勇雄君） 村川四郎君。

○15 番（村川四郎君） テレビの皆さんは、この市報「さど」です。10 日に配られたばかり。これの 14、15 ページに基本目標 1 から 4 が詳しく載っています。これ策定されたということで載っているわけなのですが、市長そのように言われましたけれども、市町村合併のときもそうだったのですが、今回は早く策定すれば多い物が多いというようなことでつくった経緯もあるのですが、合併のときももう本当に先頭を切って新潟県では大型合併をして、非常に今後悔しているようなところもあるし、この計画自体も実は、しっかり我々が審査して、それで策定されたのであればまだよかったのですが、我々も不勉強で、これでいいかということで納得して、策定した後で最終案を見て、また改めて私が今回の一般質問のためにいろいろ読んだら、えええ、全然文章がこれわからない、何を言いたいのかなというのがもう最初から来ているのです。例えばこの基本方針、4 ページなのですが、ある方から、かなりのレベルの方なのですが、私は 20 回以上読んだけれども、理解できぬと。私はそこまで読んでいないのですが、六、七回は読んでみたのですが、理解できないのです。ここのところを、総合政策課のほうでつくられたのでしょうかけれども、この基本方針、4 ページの、本市においては生物多様性佐渡戦略云々のところをちょっと読んでいただけますか。できれば簡単にもう一度解釈していただけるといいのですが、私が理解できるかできないかは別にして、そこのところ、さっきこれ振ってお渡ししましたですね。そこをお願いします。議会の議員がわかるかどうか。

○議長（根岸勇雄君） 小林総合政策課長。

○総合政策課長（小林泰英君） 基本方針のところでございますけれども、「本市においては、生物多様性佐渡戦略で打ち出された環境の再生と自然の経済的活用を一層強く進めることにより、人材育成、確保の長期的な取り組みとともに、U、I ターン者の雇用の受け皿として、市内企業の体質強化や 1 次産業の振興と観光振興を中心とした元気な産業と安定した雇用の創出や観光交流人口の拡大を図り、子育て環境を始めとする生活しやすい環境の整備や、人と人がつながる地域づくりを目指す仕組みづくりに取り組む」というふうに書いてあります。概要といいますか、6 行にわたるちょっと長い文でございますが、長期的な取り組みである人材育成、確保、それと短期的な取り組みである 1 次産業の振興と観光の振興を中心と

した若者の雇用の受け皿づくりや生活しやすい環境の整備、これらを目指した仕組みづくりに取り組むというふうな要旨でございます。

○議長（根岸勇雄君） 村川四郎君。

○15番（村川四郎君） このところの解釈云々やっていると時間が足りませんので。大体こういう文章というのは、1センテンス40字ぐらいというのが普通なのですけども、これ200字近くあるのです、丸にたどり着くまで。私もこれもし書くのだったら箇条書きで1、2、3、4、5とかいう形で書いてくれたらまだわかったのかなと思いながら、ここをやっていてもあれなので、もっと具体的に基本目標のほうを。一般的には、今まで地方にばらまいていた金を、ただばらまくのでは芸がないから、理由づけをするためにこういうものを地方創生のみんなオリジナルを出せというふうに言ってきたから出したというのですけれども、佐渡市もここに国の示す政策4分野について基本目標を定め、佐渡ならではの大胆な施策の展開をしたというふうにこれに書いてあるのです。そこがわからないので、今回も似たり寄ったりのような政策に見えるのですけれども、どこが大胆な佐渡ならではの施策なのか、ちょっとこの1から4の中にもしあるようでしたら、これだということを教えてほしいのですけれども。

○議長（根岸勇雄君） 小林総合政策課長。

○総合政策課長（小林泰英君） 先ほど各課長からご説明もございましたけれども、離島でありながらこれだけ広い平野を持って、農産物等が潤沢にあると、これがまず1つの特徴でございます。さらには、観光戦略の中では3つの資産を有するような地域、これがなかなかほかにはないと。さらに、その中で住みやすさというか、これも近年佐渡は住みやすい、もしくは移住をしたい地域に選ばれている部分がございます。それらの特徴を生かしながら社会減、これを減らしていこうというのが方向でございます。

○議長（根岸勇雄君） 村川四郎君。

○15番（村川四郎君） 済みません、議員の皆さんはこれ、ごく最近配られたカラーのこれです。これに全てまとめて、1から4まで基本目標も載っています。これを今後5年間かけてやるのだということで、先ほどの文章も非常に難解だったのですけれども、この佐渡市の地方創生総合戦略策定推進会議のメンバーの方、民間からの代表、そうそうたるメンバー、14人の方がおられるのですけれども、この方たちもこの文章でいいというふうに認めて、何も変更はなかったということです、この文章でやるのだなというところで、まず簡単ところで、第二創業、企業誘致、それから新規起業も含めて5年間で50件増の、ということは……違う。5年間で50件増。年50件です。だから、250件の誘致から第二創業をやるというのですけれども、この辺でなかなか佐渡市で第二創業にしてもうまくいっていないのは本気度が低いということ为先ほど言われましたのですけれども、市長は大きいのが1件あるのだということ言われたのですけれども、継続投資という面でもう一つ本気度に欠けることが多いのではないかと思いますのですけれども、ほかに、市長、紹介できるものがあったら紹介していただませんか、最近で。

○議長（根岸勇雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 数値目標のところをおっしゃっているのですよね。

○15番（村川四郎君） はい。

○市長（甲斐元也君） 5年間に50件ですから、1年間に10件ですよね。

○15番（村川四郎君） 5年間で、年50件だよね、これは。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○15番（村川四郎君） 5年間で50件か。失礼しました。年5件で。

○市長（甲斐元也君） いやいや、年10件。

○15番（村川四郎君） 年10件。

○市長（甲斐元也君） はい。

○15番（村川四郎君） それでありましたか。大きい耕作放棄地のほかに。

○市長（甲斐元也君） この前はちょっと、あれ何のときかな、お話しさせていただきましたけれども、南部のほうの米粉のものがここに入ります。それから今度は、果物等のジュースなんかもこれからその中で導入していきたいと思っております。それから、まだこれは本当に小さいわけでありましてけれども、キノコ栽培が入っていますし、それから米の栽培。特にこれから、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、耕作放棄地支援対策事業というのが昨年できたのです。これは、重機を入れるような、建設業の場合には重機代、それからそれに携わる人たちの、法人の要件ではなくて、重機を動かす、そういう人たちの採用の費用、それからそれを経営した場合においてそこで肥料代、農薬代等々が出るという施策がございますので、これはこれからPRをしていくという意味で、この1年間10件というものは、大小ありますけれども、これはやっぱりやっていかなければならないと思っております。

○議長（根岸勇雄君） 村川四郎君。

○15番（村川四郎君） その中で、きのうちちょっと何か芽出しの部分でいごねりとか何か、食塩とかいう話が、よそでつくってもらおうというの出たというのですけれども、いごねりにしても食塩にしても島内でもう既にやっていて、かなり手広くやっている方がおられるから、そういう人が頑張ってくればよいとは思いますが、農業委員会毎月あるのですけれども、に出て、今回委員になられた女性のメンバーの方から、農協の代表の方ですけれども、非常に心強いご挨拶を兼ねた話があったのですけれども、畜産業に本格的に、長規模化、大規模というか、ものに参入するということを言われたのですけれども、その辺のところもし公表できるのだったら、農林水産課長のほう、もう少し詳しく、先ほどの件を含めて、お願いします。

○議長（根岸勇雄君） 坂田農林水産課長。

○農林水産課長（坂田和三君） ご説明をいたします。

現在検討が進められております事業につきましては、先ほど申し上げましたが、平成28年度から設置をして稼働させていきたいということでございまして、協議会の中で設置場所等々今検討を進めているところでございます。計画としましては170頭、最終的には、3年後になりますでしょうか、合計170頭の繁殖牛、それから30頭の肥育牛ということで、合わせて200頭規模の飼育、繁殖等々を行っていくということで今お話を進めさせていただいているところでございます。

○議長（根岸勇雄君） 村川四郎君。

○15番（村川四郎君） 水産業がいろいろチャレンジしても失敗したり、それから佐渡の今農産物、1次産業という米と柿、この稲作のほうもかなり、稲作プラス柿も最近、足すと年間でも60億ぐらいいなくて、七、八年前に比べるともう3割以上のダウンをしているわけです。そういう中であって、まだ可能性があるとなるとルレクチエみたいなものとか和牛の肉、黒毛和牛の振興とかあると思うのですけれども、

これ実は家畜診療所勤務の、いわゆる市というか、共済組合の専属、お抱えの獣医が来月で佐渡からゼロになるというのは知っていましたか。その対策があったら。

○議長（根岸勇雄君） 坂田農林水産課長。

○農林水産課長（坂田和三君） ご説明いたします。

現在議員おっしゃられた獣医師のほう、8月20日過ぎに退職願を出されたようでございまして、10月末退職という予定でございます。現在共済組合、それから診療所の運営委員会等々でその対策というところ、この後どうするかというところを検討してございます。基本的には、今後の予定としましては、この後共済組合の理事会がございまして、そこで公募という形でこの後進めようという決定がされればすぐ公募をさせていただいて、正式に決まるまでの間というところは嘱託の獣医師を置かせていただきたいということで今現在検討されているということでございます。

○議長（根岸勇雄君） 村川四郎君。

○15番（村川四郎君） 畜産業がこういう状況になっているから、そういうふうな形で後手後手に回っているのかなと、市長、思うのですけれども、このままいくと佐渡市の畜産業は完全に潰れます。なぜかという、人間の例えば定住、移住促進事業と一緒に、産婦人科と小児科の医者がないところにIターン、Uターンしてきて子供を産めといったって誰がしますか。絶対そんなことないわけでしょう。獣医がいないところで農協経営で大規模の畜産をやれ、それから島の人たちの、じいちゃんとおばあちゃんもおるのですけれども、牛を飼ってふやしてくれといったって、こんなこと絶対できませんよ。犬、猫の医者では大動物はできないです。人間だったら年とったら内科の医者でも、どこの診療所でも行けますけれども、大動物の獣医、これ前から問題になっているのですけれども、佐渡市の所属なのか、共済組合の所属なのか、あるいは民間なのか。これ全国的にはみんな3分の1、3分の1、3分の1ぐらいなのです。だから、佐渡市もご存じのように佐渡市所属の獣医が1人いて、共済組合所属の獣医が1人おった。そこへ2年前ですか、静岡から、私の同級生の下におった人間の保健関係やっていた獣医が大動物やりたいといったってここへ習いに来ていたのですけれども、その獣医がやっぱり将来を見たら今の佐渡の畜産で若い獣医も含めて誰も来ないですよ。将来性が全然ないわけです。そうでしょう。わずか300、400頭足らずの和牛と乳牛がちょっとおるだけで、獣医が来てそこで骨を埋めるような仕事もないわけですから、そうすると山口県でもあっちの岡山でもいろんなところから、もといたところからもっともったいい条件で来てほしい、来てほしいと言えば当然向こう行きます。だから、8月何日かに出しているけれども、11月1日、2日の共進会と和牛、高千の牛市があるので、それまではどうしてもおってほしいということで、その先に彼は向こう行くのですけれども、とめることはできません。だから、できればせつかく奨学金制度もやっておるし、もうこれ何年も前ですよ。多分そこにおられる総務課長が農林水産課長になる前、金子晴夫課長ぐらいのときから奨学金で獣医を育てて、女性の獣医しか育てていなかったから、大動物に行かなかったのですけれども、そのときにもう共済組合は放したい、市が持ってくれよと。市は放したい、共済組合が持ってくれよというような形でやっているし、おまけに前任者は所長で、共済組合関係でやめられましたが、後任者はことしの春定年退職しておるのですけれども、どういう地位でやめましたか。

○議長（根岸勇雄君） 坂田農林水産課長。

○農林水産課長（坂田和三君） 済みません。私自身、済みません、存じ上げておりません。

○議長（根岸勇雄君） 村川四郎君。

○15番（村川四郎君） 時間があれだから、どんどん進めたいと思います。

前任者は、共済組合の所属は家畜診療所の所長です。後継者は、その2年後輩なのです、彼は。彼は市の所属ですから、所長にはなっていません。だから、多分定年年齢も早かったのではないかなと思うし、これもし人間だったら、どこかの市民病院か何か知りませんが、かなり年、年配になっても院長で残っておるでしょう、ずっと。何でそんなことができなかったのかなと。特別職でないですか、6年かかって大学出てきている。それなのに、2人とも私の後輩だったのですけれども、一昨年1人定年退職。その人は、共済組合の所属だったから所長になりました。ことしの春は市の、畑野町のときに採用されているから、そのまま課長職かな、何かでやめています。所長にすればあと1年とか2年とか定年を延ばせることも幾らでもできたのではないですか。ドクターの場合は、65とかもっと延ばせるのではないですか。そういうことを何で思いつかないのかなと思うのです。それに対していかがですか。

○議長（根岸勇雄君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺竜五君） ご説明いたします。

獣医師の件は、私が農林水産課長のときに今議員がご指摘な点を含めて、共済組合、農協と方針を話し合って決めたものでございます。議員からご指摘の件につきましては、あくまでも市町村職員の身分でございまして。その中で共済組合の獣医としてその診療行為をやるということは非常に難しゅうございましたので、そういう形での一定程度の市の職員である以上は制限がかかっていたというのが当時話し合われた内容でございます。また、獣医のあり方につきましては、家畜共済法を含めて議論いたしましたし、当時県が全体のあり方を含めて議論をいたしました。その中で、やはり共済組合と市と農協がきちっと応分な形で支援といいますか、雇用していくという形で、家畜共済の本質を考えた場合には共済組合が持つべきではないかということで将来的な方向を話し合っており、今回退職されることになりましたが、その獣医の採用ということでやることになったというふうに記憶しております。

○議長（根岸勇雄君） 村川四郎君。

○15番（村川四郎君） だから、畜産振興を本当に佐渡島が真剣に考えて、どうしていかなければいけないかということを考えておれば、当然もう高野前市長のときからこの問題は出ておるわけですから、やっていかなければならなかったのです、その対策を。それを怠っていて、自分たちのことだけやっていたというか、そういうところがあったし、人間のドクターの、例えば内科医の場合だったら、田舎でも都会でも多分今だったら月3,000万とか3,500万の給与を、月ではない。年間です。採用先は幾らでもあるのです。獣医は、でも都会へ行ったら、大動物はまず犬、猫しかいないし、田舎に残っても、北海道とか宮城県みたいな盛んなところだと定年退職後でも400万とか500万で再雇用というような形しているのですけれども、やっぱり畜産業が絶対佐渡にとって要するという考えがあれば、当然そういう形の確保、非常勤嘱託でもいいわけですから、今開業医の先生がおられますけれども、入川とちょっとずっと上の関のほうにおられますけれども、その先生もすごくいい腕の先生ですけれども、本人がことしから肉牛を4頭か5頭飼うというから、もう出てこれません、そうなってくると、なかなか。入川におられる先生も自分のところ、50頭ぐらいですか、飼っていますから出てこれない。羽茂におられる先生も自分のところで飼っている。そうなってくると、その先生方に、お産だから、逆子だから、どうだから来てくれと言ったってなかなかこれ

大変なことになる。じいちゃん、ばあちゃんだってよそ以上に獣医に頼って、牛を飼っているじいちゃん、ばあちゃん、おばさんとかが多いのです、全部任せているというような感じのところ。だから、そういう背景で、畜産振興本当にやるといったときに、いや、もうそこでこまらず本当にできるのかということになると、農協だって大変なことになると思うのです。だから、その辺はしっかり考えてほしいです。

次行きます。トキ、原生林、ダコタ、これダコタとか原生林とかかなりお金をかけてあれしたのですけれども、例えばフィルムコミッションの事業の成果とかいうのは出されていますか。テンペストとかもあったし、何かそういうものあって、ダコタも私聞くとところによると結構電話があって、それで、あ、飛行機置いていないの、それなら行きませんというような形の観光客もかなりおられた、キャンセルもあったというのですけれども、いかがですか。ダコタの総括してください。

○議長（根岸勇雄君） 大橋観光振興課長。

○観光振興課長（大橋幸喜君） ダコタによる誘客人数という部分では捉えられておりません。

○議長（根岸勇雄君） 村川四郎君。

○15番（村川四郎君） 佐渡の観光というか、交流事業というか、悪いところはこれなのです。何でも手をつける。それで、そのときだけはあっと燃えるけれども、すっともう消えてしまって、忘れてしまって、責任も誰もとらない。原生林だってどれだけ金かけましたか。もう消えてしまっていますよ、冷え込んで。フィルムコミッションで何だかんだいろんなお金をかけて計画を立てて動いた。ダコタだってどれだけ皆さんが期待しましたか。それこそ素浜の海岸のところずっと船も置いてあって、あそこで撮影もしているし、でももう完全に忘れてしまっておるでしょう。それを私は言いたいのですよ。ジアスもジオパークももっと悪い。ダコタやトキや原生林よりももっと話題性がないですよ。だって、昔からあるではないですか、ジアス、ジオパーク。ジオパークどこへ見に行ったらいいのといったときに、もうその説明ができないです。違いますか。どこ行って見たらいいの。ジアスってどこで見るの。ジオパークってどこで見るの。これを思っている人たちは、そこにおられる課長以外にもいっぱいいます。多分ほとんどの職員の人がそうだと思いますが、市長、もういろんな学者さんとかマニアのNPOはわずかずついますけれども、その者たちに利用されているだけで、本気になってこれでお客さん、観光客呼べるのといったら、みんな頭下げますよ。そう思いませんか。何が3資産ですか。恥ずかしいですよ、世界に誇る3資産なんて出すこと自体が。どこへジアス見に行くのですか、ジオパーク見に行くのですか。

○議長（根岸勇雄君） 大橋観光振興課長。

○観光振興課長（大橋幸喜君） まず、ジオパークにつきましては、今代表的なところでは小木を中心に整備しておりまして、小木枕状熔岩等々の視察なりツアーということでやっておりますし、ジアスにつきましては小倉や岩首の棚田というところでのツアーというもので開催しております。

○議長（根岸勇雄君） 村川四郎君。

○15番（村川四郎君） B Sテレビとかで見えていますか。もうスケールも違うでしょう、ジアスだって。イフガオの棚田とかなんとか、もうスケールも何も全然違うし、ジオパークだって。私は、尖閣湾や大野亀、二ツ亀をもっと、ホテルからお茶を飲みながらとか、尖閣湾の周りをきれいにするとかしたほうがずっといいと思いますよ。違いますか。ずっと絵になりますよ。これをやっている限りは、そこにおって担当を交代したら俺の責任ではないからいいわなんていつてやっているぐらいの感じにしか私は見えませんし、

それと同じなのですよ、関西圏からの人間とか外国人を呼ぶというのも。日本の国にいっぱいあっちこっちから来ています。でも、市長も言ったように中国人の爆買の対象に佐渡は全くなりませんし、いや、中国人が来るから、何とか人が来るからといって、それに対応してどうのこうの、どうのこうのって、ほっておいてください。本当に観光客ふやそうと思ったら、当然向かいの新潟県と海がない山梨、群馬、埼玉、長野、あれだけの人口がおるところ、そして関東圏ですよ。誰が北海道から来ますか。私も東北に、岩手に3年間ちょっとおりましたけれども、全く佐渡なんて、北東北3県、できれば南東北に出たいと思うぐらいのことであって、向こうのほうがずっとすばらしい。まして関西へは、よく皆さんは関西と言って一言で片づけられますけれども、私は自慢ではないけれども、大阪に5年いました、新入社員から。それから、京都には14年いました。30代全部京都にいました。それから、神戸に6年おりました。だから、関東圏はみんな東京モデルなのです。東京もどき、東京人もどき、関東圏は全て。慣習から何から東京のまね。でも、関西は全然違いますよ。京都、大阪、神戸、全然違います。大阪は、例えば極端に言えば、ぱらぱらと電卓かそろばんはじいて、何ぼなもんや、あ、金になるではないか、おもしろいではないか、それなら行ってみようとか、いや、そんなもの全然おもしろくない、興味ないわと。京都は信用です。一にも二にも信用。だから、うちは昔から代々ここ3軒のお店しか相手にしません。あとの人とは取引しませんし、来ても売りません。それでずっと来ています。だから、余計価値が出ます。神戸は違います。自由貿易港です。来たければどうぞ入ってください、好き勝手に。でも、あなたとつき合うかつき合わないか私の勝手ですから。そういう感じなのです。だから、全く違います。そういうところから関西人を呼び込もうとかいうて簡単に言うけれども、それ怒られますよ、全く。それだったら関東ですよ、何といたって。東京もどきの関東ですよ。どれだけ人口いますか。外国人来てリピーターになりますか。絶対なりませんよね。東北の人もリピーターになりませんよね。関西の人もなりませんよね。リピーターもふやさなければいけないのです、ファンを。やっていることが間違っているのですよ。そういうことをだからもし戦略官とかが言わなければ、私は詐欺師的なコンサルタントだと思います。昔言ったことあるのです。TMOで小木に来たコンサルタントは、カンダコンサルという名前言いますが、詐欺だと。結局詐欺だったですよ、300万取っていっただけで。この辺どう思いますか。今のやっている観光間違っていますよ。

○議長（根岸勇雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 今議員のおっしゃることをじっと聞いておりましたけれども、佐渡の観光は東京、関東圏ばかりやればいいのかって、北海道も関西も関係ないと、こういうふうに聞こえるのですけれども、それはどうかと思います。やっぱりそれは関東圏は中心ですよ。そこだって一生懸命やっていますし、北陸新幹線も走ったし、あかねも走ったのだから、これは関西のほうにも営業に行かなければならないし、それからインバウンドという、今これだってやっていかなければならない。それは、佐渡の観光はそんなもの全然関係なくして関東ばかりやればいいのかというもので何でもないと思っているのです。それからもう一つは、3資産の問題については、それは確かに大きな世界的なジオパークの地域とか、これに比べればこれはちょっと貧弱です。けれども、ジ阿斯、世界農業遺産なんていうのは、これは佐渡は物語としてはすばらしいのです、金山からつながって。だから、そういうものをこれから組み立てていく。きのうの坂下議員の指摘だってそこなのです。だから、関東だけやっていけばいいというその狭い見では佐

渡の観光は成り立っていないし、それはどこが中心だかということはありませんよ。だけれども、私どもは関東も一生懸命やりますが、関西もやりますし、インバウンドもこれから一生懸命やらせていただきます。

○議長（根岸勇雄君） 村川四郎君。

○15番（村川四郎君） 来るものは拒まないですよ、私も。でも、関西まで行ってやる必要全然ないです。新幹線が金沢まで走ったからってどれだけ便利になりましたか。かえって雷鳥はサンダーバードという片仮名になったですよ。全部金沢でとまるようになったら余計不便になったのです。ほくほく線経由して行くにしても、上越妙高駅出るのも。それわからないと思います。ずっと不便になりました。だから、それは便利になって向こうまで行くようになったら考えてもいいけれども、今の段階でわざわざそこまで行って営業するだけの効果がないということだけ言っておきます。費用対効果の問題ですよ。これ黒字にならなかったら、サービス業ではないのですから、世界中からそれは呼んだらいいと思いますけれども、サービス業ではないですから、費用対効果で黒字には絶対なりません。出ていくばかりです。

次行きます。3の若者が生活しやすい環境ということで、まず定住と移住というの区別しておるのですけれども、それがよくわからないのですけれども、定住と移住とどう違うのかということと、コンシェルジュというわざわざ名前をつけて、どういうことを始めたのですか。今資格を与えておるといっておるのですけれども。

○議長（根岸勇雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 移住でも定住でもどちらでもいいのです、はっきり言って。ただ、移住というのは、まず佐渡へ来て試す期間なのです、移住というのは。そこでよかったら定住をして、そしてそこに永住するという一つの人間の考え方があるのです。だから、それをあえて分ける必要はないけれども、施策としてそういうことをやっていかなければならないという考えで移住、定住、永住という言葉を使いましたけれども、それは別にその言葉にとらわれる必要は全くない。

それから、コンシェルジュの問題です。これは、我々はインセンティブを与えて、来てください、来てくださいと言って一生懸命誘導いたします。ところが、実際は来た人の気持ちというのはわからないのです、はっきり言って。したがって、来た人たちのいろんな考え方というもの、あるいは来てみてどこに問題があった、どこがよかったかというようなことをこちらへ移住、定住された方々からその辺をご指導いただくという、横文字を使っただけでありますけれども、そういう意味でこれをつくったということでもあります。私どもが施策の中で単なるインセンティブを与えるのではなくて、移住、定住された方々が自分たちの考えでこちらに連れてきていただく、佐渡はこういうところだということをやっていただくというものであります。これは、私どもはなかなか定住者の気持ちというものも100%は押さえ切れていない。したがって、定住された方々のいろんな集まりがございますので、そこへ行って、皆さん方も一緒になってこちらへ、誘導というかな、連れてきていただきたいし、佐渡の宣伝もしていただきたいということとで話し合いをしたと、こういうことでございます。

○議長（根岸勇雄君） 村川四郎君。

○15番（村川四郎君） 盛りだくさんであります。私は、今のような定住アドバイザーで、その人たちに頑張ってもらえばよかったのではないかなと思っているのですけれども、わざわざ何かコンシェルジュって、

何か甘ったるいようなわけのわからないような、それで資格取得者を募集しているとか、それよりもまず来てもらうような形にするのが第一だと思うのですけれども、次のところに行きます。

まず、病院の問題ですけれども、これは先ほど佐渡市の医療のあり方をこれから考えるというようなことを言われたのですけれども、そういうことですね。これからですね。

○議長（根岸勇雄君） 村川市民生活課長。

○市民生活課長（村川一博君） 先日から何回もご説明しておるとおり、これからの2025年に向けての地域医療構想について今年度策定するという予定で考えております。

○議長（根岸勇雄君） 村川四郎君。

○15番（村川四郎君） 私病院のことは、今まで12回この席でやっています。その後、総務省の改革プランが3年間ということで、様子見るということで3年間やめました。でも、その改革プランに入る前に、厚生連のほうで改革プランがうまくいかなかった場合には、両津と相川の市立病院を含めて、羽茂病院の形で厚生連が面倒を見るというような形の試案ができておったはずなのです、かなり具体的に。それで、総務省の改革プランは無理やりつくったので、よくわけのわからない、厚生労働省とは違って総務省がいわゆる黒字か赤字かということで、赤字を減らせということでつくらせてただけなので、へき地診療とか産婦人科の外来やめるとか、いろんな無理なことをやって、医療レベル的にはかなりダウンさせたのです。これ合併したときに、まず合併時の約束というのは、医療も当然公平に医療を受けられるようにすることは市長としての務めであります。だから、医療を受けるために病院が、市立病院だろうが厚生連だろうが、公的な日赤とか済生会だろうが、私立の病院だろうが、そんなことは関係ないのです。これを皆さん忘れて、はっきり言って。私の同級生なんかも病院の事務長になったりして、オーナー、経営参画している人が引き抜かれていっておる連中もいっぱいおるのです。病院の経営はずっと携わってきました。だから、ここで言っても、何か皆さんのはっきり言ってレベルが違うなということで余り言いませんでしたけれども、病院はどここの病院でも病院なのです。その先生がしっかりした腕を持っているか持っていないかで、それを市立病院を維持しろとか、どこどこ病院だからどうだというその議論が出ること自体がおかしい。だから、平等なまず医療、周辺部の平等な医療を確保しようと思ったらどうあるべきかと、医療を。それで、ここは医療圏が、佐渡島ですから、第7医療圏で、中心にある病院、その病院にかかればこのレベルまでは島外へ行かなくてもいいですよという医療をつくらなければいかぬのです。それなのに、今例えば相川病院でだめだったら、両津病院でだめだったら新潟の病院に行くとか、そういうような考え方の人はいっぱいおるわけでしょう。行ける人はいいです。確かに東京の病院に行っている元ベテラン議員なんかもあります、すごく金かけて。そんなことできる人は、それが医療レベルの平等化なんていうことを言う資格はないのです。まず、周辺部においても、総合診療科の内科でいいのです。総合診療科、わかりますか。大きい病院、例えば新潟の市民病院みたいに大きくなれば、その中に内科の医者であっても、循環器の内科もおれば、呼吸器の内科もおれば、それから消化器内科もおれば、糖尿病内科も、いろんな内科の先生がおります、神経内科もおれば。そういう先生方に診てもらうような形の病院、中核病院が佐渡の中にあるようにする。そのためには、そこに医者を集中させなければだめなのです。特に若い医者というのは、今は大学の内科に入ってもそこからみんな分かれるのです。私は内科だけれども、いや、消化器診たことないからできませんよ。でも、循環器内科があるところへ行ったら就職したい。それが都会の病

院なのです。いや、私は呼吸器内科だったらできるけれども、糖尿病関係とか高血圧しかわかりませんか、それが中核病院の大学病院とか、例えば長岡日赤病院とか、県央病院とかいうことの病院なのです。だから、周辺部のドクターははっきり言って、さっきの犬、猫でいえば、犬の医者でも猫の医者でも牛の医者でも、医師として処方を書ける、処方箋を出せる、そして紹介状を書けて、私のところではだめだから、何々病院行ってくださいという、そういう先生方、それが今総合診療の先生なのです。総合診療科、プライマリーケアをやるというのは自治医大ですけども、若い先生方はなかなかやりたがらないから、年配の先生しかいないので困っている。でも、周辺部における先生は、とにかく内科で一応来た患者を診るけれども、ようわからぬし、紹介状書きましようとか、とりあえず頭痛いのだったら頭痛薬出しておきましようとか、血圧高いから降圧薬出しておきましようとか、それで治らなければ中央、中央でどうしてもだめであればもっと上に行くという形で、そのときにここまでのレベルだったら島内で、佐渡総合病院で治りますよというものつくらなければいかぬのです。それなのに、もし今病院を、市立病院をつくっても、医者は来ません。絶対来ません、はっきり言って。誰が若い医者が来ますか、そんなもの。終わったような先生と言ったら悪い。看護師さんも来ません。若くてやる気がある看護師さんだったら、佐渡にはまず残りません。だから、みんな出ていくのです。技師も来ません。優秀な技師も来ません。薬剤師がいないから、だから院外薬局やめて処方を出したりしておるでしょう。今佐渡市の病院に、マツモトキヨシさんとかウエルシアさんとかコダマさんとかありますけれども、多分薬剤師処方是可以する。薬店どことは言いませんけれども、1軒か2軒しかありません。あとみんな薬売っておるけれども、薬剤師いません、はっきり言って。だから、リアップとかガスター10とか、そんなものは売っていません。売れないのです、薬剤師がいないから。そういう状況であるのです。ちまたでさえ薬剤師さんがいない。だって、向こうにおれば引く手あまたですよ。薬剤師6年制になって、今合格率も六十何%でしょう、国家試験。全国的に薬剤師足りない。そういう状況のところでは何で病院つくのですか、新しく。つくったって、PFIか何かで、だから今はドクター、市長も勉強したという、ドクター動くのは大学の系列か病院の系列、日赤系列、済生会系列とか、徳洲会の系列もあれば厚生連の系列もある。そういうところ。それをどここの市民病院の何とか先生知っているから、そこの先生から送ってもらおうとか、そんなことは、それは万に一つあるかわからぬけれども、まずそんなこと考えられません。それをわかっていてやらないと。

それともう一つ。今市民病院は統合、合併でどんどんなくなっています。新潟県もそう。例えば市長がおられた糸魚川の地域振興局の中にも市民病院ないはずですよ。柏崎地区もないはずですよ。佐渡には2つもありますけれども。皆さん、例えばここに小路部長とかおられますけれども、病院のことを全然わからない人が事務長に行って病院のことやれとかいったって無理なのです。例えば日赤系とか厚生連系とかあればチェーンがあるから、例えば羽茂病院で厚生連の事務長やって経験して数字、実績上げた。では、今度中央に行けと、佐渡総合病院の事務長やれと。さらにどこどこに行けと。みんな教わることもできるし、それで鍛えられていくのです、どんどん。医局をおさめなければいかぬ。それから、薬は問屋さんが納めます。問屋さんもおさめなければいかぬ。メーカーもおさめなければいかぬ。みんなそういうところの交渉がなければ、ただジェネリックかどっちかというようなことしかできないわけではないのですか。能力が要るのです。議会もそうです。市立病院の話をこうやってしますけれども、前10市町村あったわけです。小木なんかはどんなに楽ですか、病院に関しては。ないから考えなくていいのです、議会も職員も。

そうでしょう。もし市立病院がなかったらこんな時間も要らぬわけですから。どんなに楽ですか。10万、20万のところでも市立病院がないところ、向こう行けば隣の病院に行けということで行けるわけですから、日赤行ったり、済生会行ったり、現に。もし市立病院がなかったらすごく楽でしょう。みんなわからぬ、ない頭を使ってああだこうだ、ああだこうだ言わなくてもいい。そこですよ。だから、餅屋は餅屋で、病院のことをどうすべきかといったら、何とか委員会とかいうさっきのこれを認めた委員会もありますけれども、そういうど素人の集団ではなくて、ちゃんとわかっている人たちに任せる。その人たちに任せて、どういう病院をつくったらいいかなというところで、そこで市長とか副市長とか入って、いや、でもこうではないですかというのをやりながらつくっていかないと、知らぬ者ばかりでああだこうだ、ああだこうだ、いや、まず病院つくらないかって、病院つくった方がいいが誰も来ないという話になるでしょう。どうですか。

○議長（根岸勇雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 長時間にわたりまして医療の講座を聞かせていただきました。今議員がおっしゃったことを佐渡総合病院の院長さんとかそれぞれの院長さんから集まっていたいて病院改革をやって、そのことによって佐渡の市民がいつまでも安全で診療が受けられる体制をつくる、そのことを前々から申し上げているところであります。

○議長（根岸勇雄君） 村川四郎君。

○15番（村川四郎君） よろしくをお願いします。

最後に、ちょっとだけ聞きたいのです。ここにいっぱい、やだ、やだ、あっかんべーとか、鼓童とか、きみまろさんとか、伊東ゆかり、娘さん、鼓童さんとか、それから今市展の案内も出ていますし、いろいろこれあるのですけれども、1つわからないのはこういうのの中に、教育委員会がこういう綾小路きみまろなんていうのをやるのですよね、主催で。この主催を見ていると、それぞれが実行委員会をつくったりして一生懸命頑張っているのもたくさんあるのです。であるのに、何で今ぱんとある綾小路きみまろさん、おまけに18歳未満入場禁止と書いてあって、それですごく高い金額です。反対にこういうのは、伊東ゆかりさんとか、音協とか民音とか労音とかがやるのだったらわかるのですけれども、何でそれ教育委員会が主催でやって……

〔「健康増進だ」と呼ぶ者あり〕

○15番（村川四郎君） という話もありますけれども、今市展なんかも出ていますよね。そういうのもみんな実行委員会つくっているのですけれども、だから何か何でもかんでもやればいいというのではなくて、いろんなことをやる前にもうちょっと考えてほしい。というのは、市長、きょうの新潟日報の佐渡版のところにも何か相川のイベントが出て、そばか何かがおいしかったというコメントがあるのですけれども、新潟日報さんとかのマスコミは幼稚園の芋掘りシンドロームと一緒になのです。幼稚園の子供さんが芋掘りとか何かやったときインタビューして一番いい答えをしてくれた、楽しかった、またやりたいと言ったものだけ載せるのです。いや、こんなのおもしろくなかった、虫をとっているほうが楽しかったとかなんかいふのは載せません。だから、新潟日報の記事とか見ておるとみんな最後に無難に、ああ、にぎわってよかった、よかったということ書いてあるでしょう。それをしっかり見抜かないと、これからいっぱいいろんな事業やるわけでしょう。でも、市長、報告だけだったら、みんなよかった。五、六人しか来ないよう

な講演会でもにぎわったというような書き方されますから、それをしっかり見きわめてください。

以上で終わります、私。

○議長（根岸勇雄君） 以上で村川四郎君の一般質問は終わりました。

ここで10分間休憩します。

午後 4時02分 休憩

午後 4時13分 再開

○議長（根岸勇雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

中川隆一君の一般質問を許します。

中川隆一君。

〔12番 中川隆一君登壇〕

○12番（中川隆一君） 政友会の中川隆一でございます。本日最後の一般質問を行いたいと思います。今回の一般質問は、大きく分けて2点についてお伺いしたいと思います。

1、補助金事業の不正受給等について。平成25年度起業チャレンジ支援事業補助金と平成25年度新製品開発等支援事業補助金の二重受給等についてであります。本来補助金とは、それぞれが独立しており、1つの事業で2つもしくは複数の補助金を同一年度に受給するということは通常ではあり得ないという観点のもと、質問をいたします。今回の件は、ある事業者が島内の竹林を整備して伐採した竹を利活用して第二創業、いわゆる新分野への進出、起業するというものであります。事業者は、平成25年度に起業チャレンジ支援事業補助金と新製品開発等支援事業補助金の2つを受給しているわけですが、起業チャレンジ支援事業補助金交付要綱には、第8条に審査委員会の設置として、第2項で「審査委員会は、前条の交付申請書を受理したときは、補助対象事業及び補助対象経費の内容の適否について審査を行うものとする」としています。そして、委員長に産業振興課長、副委員長に総合政策課長、委員に農林水産課長及び商工会経営指導員を据え、7月29日に審査委員会を開催したわけですが、申請者が申請書と一緒に提出する補助事業計画書を見ると、3、起業等に係る事業費の内訳には、事業拠点に関する経費の構築物費等として、施設の土間、外構工事、機械器具費として、エアコン、ファクス、コピーしか計上されていなく、本来機械器具費として計上されなくてはならない樹木粉碎機が計上されていない補助事業計画書で、竹林を整備して伐採した竹をチップにして堆肥や改良材をつくるというこの事業をどのように審査されたのか、その内容についてお伺いをします。

次に、今後不正受給が認められた場合市の対応についてお伺いします。金山の町佐渡相川の伝統芸能とまつり保存継承実行委員会の補助金不正受給に端を発し、佐渡観光協会の補助金等交付規則を逸脱し返還措置に至った事例等から、これら以外にも細かい事例があると思われます。佐渡市の場合、各補助金交付要綱には交付決定の取り消し等として、市長は補助事業者が補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件に違反したときは補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができるものとし、既に補助金が交付されているときは交付決定の取り消しに係る部分についてその額の返還を命ずるとしているだけで、罰則規定の条項がありません。最近市民のたくさんの方々から、不正なことをして補助金を返すだけで何のおとがめもないのですか、お金を返してのうのうとしているのなら、その責任はどこの誰にあるの

ですか、それらのお金は公金ならば私たちの税金でしょう、それならば一円も無駄にしないようしっかりやってもらわないと困りますということをよく言われます。これはもっともなことで、一般社会では不正を行えば法や規則のルールに従い相応の罰を受けることになるわけであります。どこの社会に不正を行って何のペナルティーも受けない社会があるのでしょうか。そんなことでは、補助金を不正に受給しても見つからなければいいだけで、仮に見つかったとしても返還すればいいだけで、何の罰則もなければそんなことをするやからはいつまでたってもいなくならないし、何度も同じことを仕掛けてくると思われまます。これでは補助金の不正受給がなくなることはないということであります。そんなことでよいのでしょうか。それで市民の信頼を得られるのでしょうか。そこで、今後補助金の不正受給等が認められた場合、市はどのように対応されるつもりか、また責任の所在の明確化や罰則規定が必要と考えますが、市長のお考えをお伺いします。

次に、大きな2番、金井温泉金北の里の今後の取り扱いについて質問いたします。今月3日に行われた議員全員協議会で、金井温泉金北の里の今後の取り扱いについて市長から提案がございました。その内容は、2度にわたる公募でも引き取り手がなかった金井温泉については、温泉以外の施設として有効活用の道を探さなければならないということで話を進めてきたが、ここに来て地元と協力をして引き続き温泉施設として再開したいという事業者があらわれたので、その事業者から話を聞いてみてもよいか、ただしあくまでも今現在は白紙の状態で話を聞くという、土俵に上げるという旨のものでしたが、その後12日にプロポーザルを行った結果、点数不足でだめになったと報告を受けましたが、そうすると金井温泉は今後どのような取り扱いになるのかお伺いをいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（根岸勇雄君） 中川隆一君の一般質問に対する答弁を許します。

甲斐市長。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） 中川隆一議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

平成25年度の起業チャレンジ支援事業等々、さらには新製品の開発等支援事業補助金の二重受給ということでございます。この内容につきましては、産業振興課長に具体的に説明をさせますが、私としてこれからの方向、これは審査委員会等を設けて審査、決定をしてきたわけでありますけれども、こういう問題が生じたということもこれ事実であるわけでございます。今回の不正受給が認められた場合の市の対応、ここが一番大事だかと思っております。まず、市の対応として、我々市サイド、市の職員の対応は一体どうしていったらいいのかということであります。これは、監査の段階でもご指摘を受けているわけでございますので、交付要綱を見直すという作業を今順次行っているところでございまして、近々それを終了させます。その中において、ただ税金であるわけでありますから、そこに交付をしたら、もう後は構わなくてもいいようなことではなくて、何年かの間実績報告を求め、それを適切に進行管理をする。その際に問題があれば対応するという、そこのところがやっぱり我々としてまず考えていかなければならない。もう一つは、不正受給といいますが、事業者につきましては、これは国県、国の事業あるいは県の事業等々については補助金適正化法があるわけでございますから、その中で縛られているわけでありますが、市単独事業につきましては補助金適正化法の適用外でございまして、国なり県なりの補助金適

正化法に準ずるものにつきまして、それを今調査をいたしているところでありますので、事前にそういうことになった場合に事業者に対して、これは税金を使っているわけでございますので、事業者に対しての罰則対応について今検討するということで指示をいたしたところでございます。そういう意味で、我々補助事業をするほうのサイドの対応、そして補助事業を活用してやるその事業者の対応、両面についてやってまいりたいというふうに考えております。なお、詳細については産業振興課長から説明をさせます。

それから、金井温泉の金北の里につきましては、これは今議員がおっしゃったとおりであります、私としては地元がそういう形で頑張りたいということの申し入れもあったわけでございますので、そこで皆さん方にお諮りをして、やる、やらないということよりも、一つのテーブルにのせていただきたいということをお願いをしたわけでございます。その結果、お許しを得ながら9月12日に審査委員会を開催をさせていただきました。その審査の結果につきましては、いわゆる選定の基準、合格点、これに満たなかったということでございますので、選定をしないという結論に達したわけであります。このことによりまして、これは全ての温泉施設に適用されるわけでありまして、この金北の里というのは無償貸与による温泉施設としての事業継続は断念をすると、これからやめるということでございまして、今後は佐渡市の公共施設見直し手順によりまして、このフローによりまして処分を図っていくということであります。処分に当たりましては、現状のままで民間に譲渡をする、これがあるかないかということについて探ってまいりたいと思っておりますし、他の目的に転用して活用できるものがあるのかどうか、そのことを探る。それでもないということになれば、解体ということになるわけでありまして、したがって、これにつきましては早急に方針を決定をしてまいりたいと、こういうふうに考えているところでございます。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

市橋産業振興課長。

○産業振興課長（市橋秀紀君） ご説明いたします。

ご指摘のあった平成25年度起業チャレンジ支援事業と新製品開発等支援事業補助金の両方を活用した事業に対する今回の起業チャレンジ支援事業の審査委員会における審査内容等についてお答えをいたします。この補助事業については、平成25年7月22日付で申請が提出され、7月29日に審査委員会を開催しております。審査委員としましては、起業チャレンジ支援事業補助金交付要綱第9条に記載されておりますが、委員長としましては産業振興課長、副委員長としましては総合政策課長、委員は農林水産課長及び商工会の経営指導員の4名が審査委員となっております。審査した内容につきましては、事業計画の内容が実現可能かどうか、収支予算書に記載されている内容が適正かどうか、佐渡市において有益な事業となり得るかどうかなどを検討しております。さらに、審査委員からは、安定した生産は可能か、将来性は大丈夫かなどの意見がありましたが、総合的に判断した結果、この事業が商売として成り立つ可能性を認めるとともに、雇用の拡大、地域資源の活用など貢献するものとして補助金の交付が適当であると判断してこの事業を進めました。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 中川隆一君。

○12番（中川隆一君） それでは、2回目の質問をしてまいりたいと思います。

順番を変えます。大きな2番、金井温泉につきましては、今ほど市長のほうからご説明あったので、十

分理解いたしましたので、2回目以降の質問は割愛させていただきます。

それで、次も逆から行きます。まず初めに、不正受給が認められた場合の市の対応についてということであります。今ほどの市長のご答弁だと、一応市の職員と、あと申請者、両方について検討していくということでございました。ここで一つ提案というか、あれなのですけれども、最近補助金の不正受給等の事件が大変後を絶ちません。これらの被害を受けて、補助金を出す国や県、それ以外の地方自治体や団体は不正行為に対する処分の強化というものを進めているところでございます。例えば文化庁は、不正受給、虚偽報告等の措置として、不正行為等に伴う応募の制限等や刑事告発等を設けております。応募の制限というのは、これは不正行為の内容によって2年から5年の応募の禁止期間を設けるというものであります。1回そのペナルティーを食ったら、2年から5年の間でその者によってそれ以降同じような補助事業の応募が不可能、その間できませんよというものであります。実際にことしの2015年8月29日付、余り好きではないのですけれども、朝日新聞によりますと、日本を代表するバレエ団が国の補助金を不適切に処理したとして、加算金と合わせて6,700万円の返還命令と今後5年間助成事業への応募が禁じられました。佐渡市としても当然不正行為に対する罰則処分として事業者に対する補助事業への応募禁止期間を設けるべきだと考えておりますが、このことについては反対する理由は私はないと思いますが、市長、いかがでしょう。

○議長（根岸勇雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 今ほど私は市の職員のほうの対応、これ一方的にやったってだめなわけですので、市の職員のほうの対応と、それから補助事業者の対応という、この2つに分けてご説明を申し上げたわけであります。市の職員については、今申し上げましたけれども、補助金交付要綱が非常に不満足な部分がいっぱいあるわけです。要するに補助金を例えば平成27年度に交付したら、あとはもういいよというような、つまり期限というものが要綱の中にうたわれていない。これはやっぱりあってはならないことでありますから、それは何年にするかというのは、それぞれの事業内容によってこれは決めていきますけれども、そういうようなものを定めて、そしてどういうところをチェックをしていくのかという。国の事業なんかですと、例えばハードの施設なんかをやった場合は70%以上の稼働率というのが合格点になっているわけです。だから、69%よりも下だった場合は補助金返還とか、あるいは改善命令とか、厳しい措置があるわけでありますから、そういうものを参考にしようということでございます。もう一点は、相手の補助事業者に対しては、今議員がおっしゃったように、これはほかでもこういう事例があるわけあります。2年から5年というのは、大体通例のパターンであるようでありますけれども、これもどういう場合に2年で、どういう場合が3年とかということが、それはそのときに内容を精査をしていかなければならないわけではありますが、それについてはやりたいと思っておりますし、さらに法的な措置というものに訴えるということになれば、弁護士もいるわけでございますので、その法的な措置については弁護士と相談とか協議をした上で法的措置について対応してまいると、こういうことでございます。

○議長（根岸勇雄君） 中川隆一君。

○12番（中川隆一君） 産業振興課長、済みませんけれども、補助金適正化法の第29条と30条の条文はどのようなになっていますでしょうか。

○議長（根岸勇雄君） 市橋産業振興課長。

○産業振興課長（市橋秀紀君）　ご説明いたします。

第29条について、「偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受け、又は間接補助金等の交付若しくは融通を受けた者は、五年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」。2項として、「前項の場合において、情を知つて交付又は融通をした者も、また同項と同様とする」。第30条、「第十一条の規定に違反して補助金等の他の用途への使用又は間接補助金等の他の用途への使用をした者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」ということになっております。

○議長（根岸勇雄君）　中川隆一君。

○12番（中川隆一君）　どうもありがとうございました。今の第29条と第30条は、執行部の皆さんは当然わかりだと思えますけれども、補助金適正化法というのは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律というものでございます。補助金適正化法の罰則の条項であります第30条のところで「第十一条の規定に違反して補助金等の他の用途への使用」というところがございましたけれども、これ第11条の規定というのは、わかりにくいのですけれども、これは事業遂行義務に違反してということでございます。つけ加えさせていただきます。

これも1つ提案というか、市長ご存じかもしれないのですけれども、2014年10月15日付の岩手日報の記事であります。岩手県は、県議会9月定例会の決算特別委員会で、緊急雇用創出事業をめぐるNPO問題などを踏まえ、補助金適正化法に準じた独自の条例制定を検討する方針を示した。同法には、不正受給や立入検査の拒否に対する罰則もあり、類似の規定が盛り込まれれば再発防止策として一定の効果を持つことになりそうだと報じています。佐渡市も今ほど市長のご答弁にございましたけれども、国の補助金適正化法に準じた、県のものに準じたような罰則等をこれから研究して設けていきたいということでもございました。これは、当然こういうことが起きないようにする抑止という意味でも物すごく効果があると思います。恐らくこれ市長はご存じかと思うのですけれども、一応ご紹介をさせていただきました。

それでは、このことについてはほとんど私が思ったとおりしていただけるということなので、一番最初の二重受給等についての質問をさせていただきたいと思います。今回のこの案件について、担当課としてはこれは全く問題ないという理解をされているのでしょうか。

○議長（根岸勇雄君）　市橋産業振興課長。

○産業振興課長（市橋秀紀君）　ご説明いたします。

現在事業も実施されておりますし、その事業の販売についても昨年より多く販売して稼働しておりますので、我々としては問題ないというふうに思っております。

○議長（根岸勇雄君）　中川隆一君。

○12番（中川隆一君）　そもそも今回の申請された事業の内容、私1回目の質問、最初の演壇での質問でも説明をしましたが、これは竹を伐採して、それをチップ、堆肥にしたものを売る、改良材にするという事業ということで間違いございませんか。

○議長（根岸勇雄君）　市橋産業振興課長。

○産業振興課長（市橋秀紀君）　間違いございません。

○議長（根岸勇雄君）　中川隆一君。

○12番（中川隆一君） これ私もある市民団体の方から資料をいただきまして中を調べさせていただきました。まず不思議に思ったのは、事業計画書に記載されている起業等に係る事業費というのがございます。それを見ると補助対象経費として上がっているものがたったの4つ。1、構造物として、構造物費で施設の土間、外構工事として343万278円。2、機械器具費で、先ほども申しましたエアコン、ファクス、コピーとして16万円、3、人件費で、2人分として192万円。4、広告宣伝費で佐渡テレビに16万円しか計上されていませんでした。私これを見たときに一体何の事業やるのか全くわからないと純粋に単純に思ったわけであります。竹のチップで堆肥や改良材をつくるためには、伐採した竹をチップにしなければならないわけで、それには樹木粉碎機が必要であるわけで、なぜ粉碎機がないのにこの事業を起業することが可能だと判断をできたのでしょうか。

○議長（根岸勇雄君） 市橋産業振興課長。

○産業振興課長（市橋秀紀君） ご説明いたします。

この起業チャレンジ支援事業については、事務所設立の費用ということで拠点費用として考えております。このときに、この企業としては新商品開発を同時にやるということで、そのときその部分で竹を使った改良材等をつくっていききたいということで申請があり、この事業については当初2つセットでもいいということで進めた事業でありますので、このまま了承いたしました。

○議長（根岸勇雄君） 中川隆一君。

○12番（中川隆一君） 当初からセットということでございますが、8月からたしか起業をすることになっていたように思います。それで、竹を切って、成果品というか、商品ができるのというのは大体1年後というか、年度末ぐらいというふうに理解をしているのですけれども、そここのところはどういうあれなのでしょう。何を言いたいかというと、新製品、次の年に商品できてから、商品、新製品として売り出したいので、そっちを申請するので、それに必要な設備投資したいので、そっちの補助金をまたお願いできますかというので十分だと思うのですけれども。

○議長（根岸勇雄君） 市橋産業振興課長。

○産業振興課長（市橋秀紀君） お答えいたします。

この竹の肥料については、先進地等のものがありましたけれども、これは島外です。佐渡にはございません。佐渡でも竹林の問題とかいろんな問題がありまして、竹林を使った改良材をつくりたいということでこの企業については動き始めました。新しいものができるということがわかっておりますので、同時に動いて、そしてできるのを待って販売ということ考えたものであります。

○議長（根岸勇雄君） 中川隆一君。

○12番（中川隆一君） ということで、最初から起業チャレンジ支援事業のほうに粉碎機がないのは承知をしていたと。それで、粉碎機につきましては新製品開発等支援事業のほうでということですか。

○議長（根岸勇雄君） 市橋産業振興課長。

○産業振興課長（市橋秀紀君） お答えいたします。

そのとおりであります。

○議長（根岸勇雄君） 中川隆一君。

○12番（中川隆一君） 私はこう思うのです。起業するにはあくまでも起業チャレンジ支援事業のお金をも

らって起業するわけですから、粉碎機も当然起業チャレンジ支援事業の申請書の経費にすればいいのだと思うのです。それをわざわざ最初からセットということになると、それはその業者に対して特別何かあるようにちょっと、それは談合というわけでもないのですけれども、便宜供与みたいな感じにすぐとれるのですけれども。

○議長（根岸勇雄君） 市橋産業振興課長。

○産業振興課長（市橋秀紀君） ご説明いたします。

あくまでも竹の改良材というのは佐渡でつくれることがなかったものですから、新製品開発等支援事業のほうで改良材をつくるため、そちらのほうで機械を書かせていただきました。それができる可能性が高いということで、それを販売する母体として第二創業を立ち上げたということであります。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 中川隆一君。

○12番（中川隆一君） セットであったとしても、私さっき言ったように両方受けられると思うのです、ぶっちゃけ。それは何かというと、同一年度ではなくて別個にすればいいし、そもそもそれを言うのであれば粉碎机というのは新製品をつくるものではなくて、起業するために必要なものではないのですか。それで、新製品開発等支援事業のほうで例えばパッケージングする機械が必要なので欲しいとか、そういうのであればわかりますけれども、そもそも粉碎机がなければ竹切ったのチップにできないわけです。チップにするもともとあのあれがそもそも起業するための補助金のところの経費に入っていない。それがわかっているのだったら、普通であればこれは悪いけれども、こっちの費用に入れなければどう見てもおかしいでしょうという指導があってしかりだと思えますけれども、そういう指導はされたのですか。

○議長（根岸勇雄君） 市橋産業振興課長。

○産業振興課長（市橋秀紀君） ご説明いたします。

我々のほうでは、あくまでも新製品開発等支援事業のほうでチップをつくる、まずは商品づくりというところの挑戦ということで、そちらで機械を見るということで考えました。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 中川隆一君。

○12番（中川隆一君） ということは、私本来これ指摘しなければいけないところを指摘し忘れていたのかなというふうに、指摘し忘れていました、ごめんなさいという答弁があるのかなと正直思っていたのですけれども、今の答弁だと、そうすると逆にチップの樹木粉碎机については、新製品開発等支援事業補助金で購入したらいいのではないのかというふうに指導したわけですね。

○議長（根岸勇雄君） 市橋産業振興課長。

○産業振興課長（市橋秀紀君） ご説明いたします。

そういった指導はしておりません。

○議長（根岸勇雄君） 中川隆一君。

○12番（中川隆一君） 指導していないのなら、どうしてその業者がそういうふうな申請ができるのでしょうか。普通事業者というのは、大体佐渡市の補助金交付要綱の中には重複認めませんよと、重複禁止を認めている要綱もありますけれども、普通事業者は大体2つもらえるとは思っていないのが一般的な考え方

だと思えます。指導されていないというのであれば、どのようにしてこの事業者は2つ、しかもそういう形で乗り合わせでできるということを知ったのでしょうか。

○議長（根岸勇雄君） 市橋産業振興課長。

○産業振興課長（市橋秀紀君） ご説明いたします。

我々は、あくまでも申請、出てきたものを審査したという形で、指導とかそういったものは細かくはしておりません。

○議長（根岸勇雄君） 中川隆一君。

○12番（中川隆一君） これかみ合っていないですね。指導していない。では逆に言うと、出てきたものを見るとチップの機械が落ちているわけですよ。チップの機械が落ちていれば、これチップの機械が欠落しています、計上されていませんよという指導しなければならないのではないですか。ないのにどうしてそれチップつくれる事業だと判断できるのですか。

○議長（根岸勇雄君） 市橋産業振興課長。

○産業振興課長（市橋秀紀君） お答えいたします。

新製品開発等支援事業のほうでその商品をつくるというところで実験的に買っているものがありますので、起業チャレンジ支援事業のほうでは必要ないというふうに判断させていただきました。

○議長（根岸勇雄君） 中川隆一君。

○12番（中川隆一君） 新製品開発等支援事業のほうで買ったので、起業チャレンジ支援事業のほうでは買う必要がないのだということでございますよね。そうしますと、今のこの2つの事業ですけれども、起業チャレンジ支援事業が7月22日に申請をしました。起業チャレンジ支援事業が22日。新製品開発等支援事業が26日。4日後。新製品開発等支援事業のほうは26日即日に関決がされています。起業チャレンジ支援事業のほうは、先ほどのあれだと29日に審査会、関決関決通知が7月31日付。ということは、先ほどの課長のあれだと、新製品開発等支援事業で買ったので、起業チャレンジ支援事業のほうで買わなくていいと。私もは、申請上がってきたものを見て審査しただけだという話ですが、申請をしたのは起業チャレンジ支援事業のほうがい早いわけですよ、申請をしたのは、申請書提出しているのが。それよりも後の新製品開発等支援事業の申請なのです。言っていることが、新製品開発等支援事業のほうが後に出ているわけです。もちろん新製品開発等支援事業のほうが先に即日決まったかもしれないけれども、決まったので、その後申請を出した起業チャレンジ支援事業のほうで買わなくてもいいというのなら意味はわかります。筋が通りますけれども、最初にもう既に起業チャレンジ支援事業は出しているのです。22日申請出ているのですよ。そこにも抜けているのです。それで、26日に出した新製品開発等支援事業はその日即日決まったけれども、起業チャレンジ支援事業はもう4日前に出しているのですよ。その時点で抜けているわけですよ。そうすると、課長は26日の新製品開発等支援事業のほうで買ったのがわかっているのです、22日のそっちにのっけなくてもいいのだ、上がってきたもので判断したのだと言うのだけれども、おかしいではないですか。

○議長（根岸勇雄君） 市橋産業振興課長。

○産業振興課長（市橋秀紀君） ご説明いたします。

申請が7月22日が起業チャレンジ支援事業で、新製品開発等支援事業26日ではありますが、事前にこうい

うことをしたいというのは前もって話がございました。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 中川隆一君。

○12番（中川隆一君） では、今のことで別な聞き方をしましょう。新製品開発等支援事業のほうは、26日即日交付決定をしているのです。でも、まだ起業チャレンジ支援事業のほうは29日に審査を行うわけですから、起業されていないのに新製品開発等支援事業のほうに先に交付決定が出るというのはおかしくありませんか。起業チャレンジ支援事業の交付が決まったから起業することが決まりました、進んでいきますよということで新製品開発等支援事業のものが通るならわかるのだけれども、新製品開発等支援事業のほうに先に通っているのです、26日即日だから。そうすると、起業もしていないのに新製品どうやってつくるのですかと。おかしいのではないですか。

○議長（根岸勇雄君） 市橋産業振興課長。

○産業振興課長（市橋秀紀君） ご説明いたします。

あくまでも新商品開発等支援事業は、第二創業、前の会社が商品をつくりたいという旨でございます。

できた後、起業チャレンジ支援事業で販売するというものであります。

○議長（根岸勇雄君） 中川隆一君。

○12番（中川隆一君） だから、いや、そんなのわかっています。第二創業のための起業チャレンジ支援事業なわけですから、前の会社というか、もともとその会社が、事業者がその補助金をもらって起業しますよと、新しい第二創業しますよと言っているのですから、そっちが決定していないのに新製品開発等支援事業のほうに先に認められるというのはおかしいでしょうということですよ。

〔「ありきになってしまうだろ」と呼ぶ者あり〕

○12番（中川隆一君） 要はありきではない。そのとおり今、後ろからもありますけれども、そういうふうに見られませんか。

○議長（根岸勇雄君） 暫時休憩します。

午後 4時52分 休憩

午後 5時04分 再開

○議長（根岸勇雄君） 再開をいたします。

説明を許します。

市橋産業振興課長。

○産業振興課長（市橋秀紀君） ご説明いたします。

私の説明が悪くてどうも申しわけありませんでした。この起業チャレンジ支援事業と新製品開発等支援事業については、複合で行われる、事業を進めてもいいというところがありまして、新商品をつくってから起業する、起業してから新商品というのでもいいですし、個々どちらでもいいということでこの事業は当初進められました。その中で、新製品開発等支援事業のところでは機械を買う分については、新製品、商品をつくらないとしても、機械が必要だということで新製品開発等支援事業のほうに機械をのせることにいたしました。その後起業チャレンジ支援事業のほうに審査会が設けられた後の交付になってきま

すので、これについてはもしだめなら実費でも、自費でもやれるということで、機械については新製品開発等支援事業のところに入れさせていただきました。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 中川隆一君。

○12番（中川隆一君） 当初から2つという話なのですけれども、それにしても当然日付のところ、どう答弁されても私は、自分たちの都合のいいようにご答弁されているなど。でも、やっぱり時間的流れのものだけは、これはいかんともしがたいということではないかなと思います。というのであれば、初めからセットで話をしていたということであれば、29日の起業チャレンジ支援事業の審査委員会というのは形だけで、その中で本来であれば1つの事業を見るときには一番大事な粉砕機、先ほど市橋産業振興課長は新製品つくるのに機械が必要だからと言いましたけれども、逆に起業のほうにも当然必要だということなので、なあなあでなれ合いでわかり切ってやっておるものだから、本来一番重要な機械がなくても起業できるというふうにとったということだと思います。でも、今ほどこっと休憩の間に話をした中で、機械を買うお金は要ると、新製品開発等支援事業のほうは要るのだと。それでどうしても欲しかったのだと。でも、起業チャレンジ支援事業のほうは今日認可は出ないので、おりなくてもやると、自費でもやるのだというお話し合いがあったそうなのですけれども、それも私からすれば、そんな落ちるわけではないの、もう最初からなあなあでわかってやって、出来レースを何言っておるのかなと、非常に滑稽でしょうがないし、これ議員各位やテレビで見ている皆様にわかりやすく、私の思うところなのですけれども、なぜこれ業者は起業チャレンジ支援事業の補助対象経費に計上しなかったかという、それは起業チャレンジ支援事業のほうに粉砕機を計上をしなくても交付決定額上限の300万円を申請を、その機械がなくても申請ができたのです。わざわざこれ起業チャレンジ支援事業のほうに、本来であれば計上すべき起業チャレンジ支援事業のほうの経費にその粉砕機を計上したとしても、総事業費と補助対象経費が粉砕機分の472万5,000円がふえてしまうだけで、もらえる交付決定額は既にそれを入れなくても上限いつているので、わざわざ計上しなかった。そして、新製品開発等支援事業の補助対象経費の設備導入のほうで計上して、調査研究事業費と合わせて交付決定額上限の300万円を申請をして導入したということだと思います。そんなこと、そんなすばらしい制度があったのですね。

○議長（根岸勇雄君） 市橋産業振興課長。

○産業振興課長（市橋秀紀君） 当時の要綱としては、今の要綱がそのまま適用されたということです。

○議長（根岸勇雄君） 中川隆一君。

○12番（中川隆一君） ちょっと駆け足で行きます。平成27年7月16日付である市民団体から市長宛てに届いた、職員の架空請求による公金の不正執行並びに補助金事業の不正受給等に係る要請書に対する7月27日付の執行部からの回答書の中で、起業チャレンジ支援事業と新製品開発等支援事業はそれぞれ独立した補助事業であります。第二創業化を促進するため、セットで有効活用していただく考えがありますと回答されていますし、今ほどもそれはそもそもセットでやっていたのだというお答えがございました。それならば、今回の案件と同じような、同様なケースで2つの補助金を受給されている案件はほかにございますか。

○議長（根岸勇雄君） 市橋産業振興課長。

○産業振興課長（市橋秀紀君） お答えします。

我々認識しているのはこれだけかと思っております。

○議長（根岸勇雄君） 中川隆一君。

○12番（中川隆一君） 私の認識もこのケースだけです。すてきな素晴らしい制度だと思いますよ。教えてほしいという者が隣にいますけれども。いいものであれば、これ当然ほかの申請者も使いたいと思うのです。何でほかのケースがなくて、これどういう形でうたっておったのですか。私は、ほかの業者は知らなかったのではないかなと思っておるですけれども、今回のこの業者だけ何でこれ2つ知っておったのですか。

○議長（根岸勇雄君） 市橋産業振興課長。

○産業振興課長（市橋秀紀君） お答えいたします。

この事業については、当初市報等で周知をいたしました。その企業だけが知っているということではないというふうに考えております。

○議長（根岸勇雄君） 中川隆一君。

○12番（中川隆一君） 市報等で告知をしていたと。それは、両方使えると、セットで使えますよという告知をしていたということですね。

○議長（根岸勇雄君） 市橋産業振興課長。

○産業振興課長（市橋秀紀君） お答えいたします。

当時のPRどういう形かって、ちょっと私はっきり記憶がないのですが、我々の中ではセットで使えるというふうに考えておりました。

○議長（根岸勇雄君） 中川隆一君。

○12番（中川隆一君） 私告知はされていないと思います。それぞれの補助事業に対しての告知はあったにしても、セットで使えますよ、セットでどうぞ、両方併用して使えますよという告知は私なかったと記憶しています。

〔「あればみんなやるわ」と呼ぶ者あり〕

○12番（中川隆一君） うん、そのとおり。後ろであればみんなやるわという声がありましたけれども、まさにそのとおりであって、なかったと思います。今の課長の答弁も私の頭の中ではというような、そんなこと私聞いているのではなくて、どうやって一般事業者の方が2セットで使えることを認知をしたかというところなのですから、それについて明確なお答えはもらえますでしょうか。

○議長（根岸勇雄君） 明確に答えられるの。答えられないならやめてや。誰かわかる者。

中川隆一君。

○12番（中川隆一君） 答えられないということであります。

それでは、時間がだんだんなくなってくるので、本年度もこの2つの事業は行われているようなのですが、要綱やホームページ見てもセットで活用できるという旨の文言がどこにも明記されていないように思われますけれども、どこかに記載されているのでしょうか。

○議長（根岸勇雄君） 市橋産業振興課長。

○産業振興課長（市橋秀紀君） ご説明いたします。

佐渡市の補助金交付要綱等で、セットという言い方はあれなのですけれども、市から2つの補助がだめだということはないと思いますが、今回我々この件につきましていろいろ疑われるところがある事業だということを反省しまして、今年度からは別々で対応したいというふうに考えております。

○議長（根岸勇雄君） 中川隆一君。

○12番（中川隆一君） やることが全く逆だと思います。こんないいものは、もう2つセットで使えますよ、皆さんどんどん、事業者の方々活用してくださいというのが本来の形ではないのですか。

○議長（根岸勇雄君） 池町総合政策監。

○総合政策監（池町 円君） ご説明いたします。

国の補助制度でも有利な補助制度を組み合わせることはよくございます。相談があったときにその組み合わせというのを担当者と、それから補助事業者とコミュニケーションをとりながら、禁じられていない限りはそうしたことというのはよく行われますので、今回のケースも補助金の交付要綱、新製品開発等支援事業、私読みましたけれども、あわせて行うことを禁じている規定はございませんので、今議員おっしゃるとおり利用されたい方々にそういう2つをあわせた活用というのもありますよということをこれから積極的に行うということは必要かと思えます。ただし、予算の範囲内の限りでございますので、予算の範囲内の限りで市の施策に見合ったものを選定するということは今後生じるかもしれません。

○議長（根岸勇雄君） 中川隆一君。

○12番（中川隆一君） 今総合政策監のほうからご答弁ございましたけれども、課長と全く反対の答弁でございます。課長のほうは、この制度はいろいろと問題があるようなので、今年度は別々にやるようにしているという答弁に、総合政策監はこれについては予算の範囲内でできることはというような答弁だと思います。これは、同じ執行部の中で産業振興課長と総合政策監の話が合わないというのはいかがなものかなと思います。

そうすると、結局今回セットで使っていたというのはこの事業者1社だけですね。

○議長（根岸勇雄君） 市橋産業振興課長。

○産業振興課長（市橋秀紀君） ご説明いたします。

この1社だけです。

○議長（根岸勇雄君） 中川隆一君。

○12番（中川隆一君） 全くでたらめだと私は思います。では、要綱の中で補助対象経費は構築物費等で建物以外に係る工事のうち、外構工事、駐車場、舗装工事、電柱、看板などの事業に必要な構築物と規定しているが、事業計画書の中で申請されている施設の土間というのは対象外だと考えますが、見解は。

○議長（根岸勇雄君） 市橋産業振興課長。

○産業振興課長（市橋秀紀君） ご説明いたします。

施設の土間については、外構というふうに我々思っております。

○議長（根岸勇雄君） 中川隆一君。

○12番（中川隆一君） どこのしゃばにと言ってしまうのが悪いのかな。どこの世界に、施設の土間というのは、建物の土間というのは、建物の中のコンクリ打っていない土のところのこと土間といいます。外構というのは、建物の外の舗装であったり、水回りであったりというのが一般的だと思います。それを土間をどう

して外構に該当するのか、そこはわかるような説明ができますでしょうか。

○議長（根岸勇雄君） 市橋産業振興課長。

○産業振興課長（市橋秀紀君） 申しわけありません。私今構築物として、土間は構築物として考えております。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 中川隆一君。

○12番（中川隆一君） 何かかみ合いませんが、時間がないので、行きます。

事業計画書に計上してある施設の土間及び外構工事というのは、予算額で343万278円で、施工業者の見積書によると、金額は同額で、工事場所は真光寺地内、工事名はチップ処理工場となっています。内訳書では、コンクリート工が24.15立米、一般養生が24.15立米、不陸整正が168平米、型枠が147平米となっています。現場を確認してきました。現場を確認する限りでは、施設の土間や外構工事ではなくて、これは見積書どおりコンクリート打ちっ放しのチップ処理工場を建てたものとしか考えられません。それだと建物を建築したわけで、要綱で認める建物以外の工事に当てはまらないと考えますが、いかがですか。

○議長（根岸勇雄君） 市橋産業振興課長。

○産業振興課長（市橋秀紀君） お答えいたします。

工事としては、土間については構築物というふうに考えております。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 中川隆一君。

○12番（中川隆一君） いや、かみ合っていないのですけれども。今のは見積書。それを実績報告書を見ると、施設の土間として先ほどはチップ工場として同額計上されておったわけでありますが、343万として。実績報告書を見ると、施設の土間として210万、外構工事として63万と報告されています。計画書では、真光寺のチップ処理工場、今言いました340万で上がっていたにもかかわらず真光寺のチップ処理工場は210万になっておって、外構として計画書には計上されていなかった化粧ブロック解体と舗装工事63万円を別業者に発注し、市はこれを認めています。これは、どういう了見で認めたのでしょうか。

○議長（根岸勇雄君） 市橋産業振興課長。

○産業振興課長（市橋秀紀君） この外構工事については、事務所となる駐車場のところのブロックの撤去というところで63万見ております。

○議長（根岸勇雄君） 中川隆一君。

○12番（中川隆一君） 要綱第12条で規定している起業チャレンジ支援事業変更承認申請書によって変更申請をされていますか。

○議長（根岸勇雄君） 市橋産業振興課長。

○産業振興課長（市橋秀紀君） ご説明いたします。

我々の指導が不足、しておりません。

○議長（根岸勇雄君） 中川隆一君。

○12番（中川隆一君） もう一点お伺いします。今ほど事務所としてということなのですけれども、申請書では申請者の住所、事業予定地として申請されていた住所は八幡地内となっておりましたが、今課長がお

っしやったのはどこの住所でしょうか。地番は結構でございます。

○議長（根岸勇雄君） 市橋産業振興課長。

○産業振興課長（市橋秀紀君） 説明いたします。

中原になります。

○議長（根岸勇雄君） 中川隆一君。

○12番（中川隆一君） 中原地内の住所など申請書や事業計画書の中では全く記載をされていませんでした。

しかも、変更承認申請書が提出されていないということは、許可なく申請書や事業計画書にない場所の事業をしたということになりますよね。

○議長（根岸勇雄君） 市橋産業振興課長。

○産業振興課長（市橋秀紀君） 実績で確認したということになります。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 中川隆一君。

○12番（中川隆一君） ということは、出ていなくて、要は事業計画書にない場所を許可なく事業したということですよ。

○議長（根岸勇雄君） 市橋産業振興課長。

○産業振興課長（市橋秀紀君） 説明いたします。

実績で確認いたしましたので、そのとおりです。

○議長（根岸勇雄君） 中川隆一君。

○12番（中川隆一君） そのとおりだということでございます。

市長に一旦お伺いします。今結局認めました。これというのは、国の補助金であれば補助金適正化法にひっかかると思います。これは何かというと、先ほど第30条読んでいただきました。業務遂行義務に違反して補助金等の他の用途への使用または間接補助金等の他の用途への使用をした者は、3年以下の懲役もしくは50万円以下の罰金に処し、またはこれを併科するという、これは国の補助金だとしたら全く関係ないものに補助金を使っているということになります。第30条に当たり、かなりこれは重い刑に当たると思いますが、いかがですか。

○議長（根岸勇雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 補助金適正化法上全くそのとおりでございます。いわゆる変更交付申請が出て、そこで認められればこれは違うわけでありますけれども、その手続をとっていないということがそもそもの間違いということであります。

○議長（根岸勇雄君） 中川隆一君。

○12番（中川隆一君） ありがとうございます。

それでは、起業チャレンジ支援事業補助金交付要綱の第17条及び第17条2項はどのような条文になっていますか。

○議長（根岸勇雄君） 市橋産業振興課長。

○産業振興課長（市橋秀紀君） ご説明いたします。

第17条については、「補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した資産、設備及び備品

について、補助事業が完了した後も適正に管理し、効率的な運用を図らなければならない」。２、「補助事業者は、補助事業が完了した日から５年間は補助事業により取得し、又は効用の増加した資産、設備及び備品の処分をしてはならない。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない」というところになります。

○議長（根岸勇雄君） 中川隆一君。

○12番（中川隆一君） 中原地内の事務所とやらの物件は、現在どのようになっていますか。

○議長（根岸勇雄君） 市橋産業振興課長。

○産業振興課長（市橋秀紀君） 説明いたします。

現在使用しておりません。

○議長（根岸勇雄君） 中川隆一君。

○12番（中川隆一君） 使用していないということでございます。補助金を入れた資産、設備及び備品の処分は、市長が特別認めない限りは５年間はできないにもかかわらず、事業者はこの事務所を第三者に賃貸しようしたり、現在は第三者に売買したように仄聞していますが、もしそれが事実だとすればこんなでたらめな行為をした事業者に対して、市はどのような対応をとるおつもりですか。

○議長（根岸勇雄君） 市橋産業振興課長。

○産業振興課長（市橋秀紀君） ご説明いたします。

事業を我々も確認をいたしました。本人からの確認については、事務所が手狭となり、場所を変えたいということだったのですけれども、一応我々の要綱の中では５年間はそれを使わなければいけないという部分がありますので、それにかかった部分についてはことし一部返還をしていただきました。

○議長（根岸勇雄君） 中川隆一君。

○12番（中川隆一君） 一部返還をしたということであります。この事業について、私はもう一度見直しして、要綱に合致しないところについては補助金を返還していただくこと、今のほんの一部だと思います。少なくとも新製品開発等支援事業補助金の粉砕機分の200万、300万なのですけれども、機械は200万であります。なぜかという、結局この業者だけなのです。ということは、これ便宜供与、１社だけ得しているのではないのとあなた方疑われてもしようがないような今状況だと思いますので、きっちり返還していただいて、事業者には、市長、先ほども申しましたけれども、前段で、ペナルティーを与えるとともに、責任の所在を明確にして、職員にもし何か瑕疵があった場合は当然職員にもペナルティーを与えるというのが市の考えかと思えます。

これまでのやりとりでこの案件がいかにてたらめであるか、議員各位もテレビでごらんになっている市民の皆様にもおわかりいただけたと思いますが、そもそも１つの補助事業で完結できるところをわざわざ２つの補助事業からお金を出し与え、しかも申請書の内容もでたらめならば、補助金で整備をした事務所もとっとと売っ払う事業者もいかなるものでしょうか。そして、そのことを実績報告書が出るまで把握をしていなかった執行部、実態と異なる書類等を製作して補助金、助成金等を受給しようとすることは、受給をしなくても申請するだけで不正受給になり、書類の偽造により公金を搾取しようとする犯罪、いわゆる詐欺罪、刑法第246条になると思います。こんなことをしていて一体本当にいつになったら市民の方から信用が得られると思えますか。市長にお伺いします。

○議長（根岸勇雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） この件につきましては、今議員と課長とのやりとりを聞いておりまして、非常に不可解なところもあるし、これは補助事業そのものを全く知らない人間がやっていることでございますので、そこは精査をして対処させていただきたいと思っています。

それから、今、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、やっぱり我々職員の対応をどうするのか、それから相手方の対応をどうするのか、両面にわたって早急にこれはやるということをさっき申し上げましたので、そこの中で対応させていただきます。

○議長（根岸勇雄君） 中川隆一君。

○12番（中川隆一君） 市長、今ほどご感想はと質問したところ、非常に不可解だとおっしゃいました。その不可解というところに、不可解でない私がちょっとご説明をしたいと思います。今回のこの事業者は、平成25年度願地区小規模治山工事における不適切事務処理事件、いわゆる架空工事をつくって業者に支払いをしていた事件の本工事において、設計のもととなった見積もりを出した業者と同一だと思います。間違いありませんよね。

○議長（根岸勇雄君） 坂田農林水産課長。

○農林水産課長（坂田和三君） ご説明いたします。

同一の者と認識しております。

○議長（根岸勇雄君） 中川隆一君。

○12番（中川隆一君） 農林水産課長、ありがとうございます。そういうことなのです。あのときは、本来であれば料金を支払ってコンサルタントに設計をさせねばならなかったところを、担当職員の知人でもあったこの業者に無料で見積もりを出させ、それをもとにして設計を組んだというわけでした。そして、この事件と同年度、同時期にこの2つの補助金を申請して受けているということを客観的に見ると、佐渡市が業者に便宜を図ったように思われるが、佐渡市と事業者はどのような関係だったのでしょうか。お伺いします。

○議長（根岸勇雄君） 市橋産業振興課長。

○産業振興課長（市橋秀紀君） ご説明します。

産業振興課とは何も関係はございませんでした。

○議長（根岸勇雄君） 中川隆一君。

○12番（中川隆一君） もっとも、そのとおり、おっしゃるとおりです。市橋産業振興課長の言うとおりののですけれども、当時の課長は別な方だったわけで、それは今の市橋産業振興課長ではないので。あと4分ですね。なのですけれども、要は非常に有利な補助金を2つ使えてというのですけれども、1社しかない。ほかはやっていないですよといって、ほかにも広報にも載せていない。どうやってではその2つ使えるのを知ったのでしょうかというところから始まったのですけれども、結局この1社だけがいい思いというか、有利なものをいただけたわけで、それに関してはその業者は例の願地区の業者と同じ業者であったということであります。

最後に、今回のような2つの補助事業を受ける場合、先ほども言いましたけれども、最初に申しましたけれども、起業した年度に起業チャレンジ支援事業を受けて、事業計画に従って事業を進め、できた成果

品を翌年度に新製品として売り出すに当たり、それに必要な設備等を新製品開発等支援事業を利用して進めていくのであれば、全く私今回問題はなかったと思います。しかし、今回はまことに残念ながら同一年度で、しかも起業チャレンジ支援事業で完結できるところをしていないというのはやはりおかしいし、今回今ほどずっとやりとりをさせていただきましたけれども、担当者の答弁を聞いていても、執行部の答弁は自分たちの都合のよいように要綱を解釈しているため、要綱が本来の意味を持っていないというふうに思います。最初市長のほうもこれについては、要綱が非常にまだきっちりしたものになっていないと、見直さなければならぬということはおっしゃっていただきました。非常にこれは、私何度も申し上げていますが、便宜供与の疑いが拭い切れませんでした。ということで、この問題につきましてはぜひ所管委員会で調査されるように議長のほうから委員長のほうにお取り計らいをいただくようお願いをいたしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（根岸勇雄君） 以上で中川隆一君の一般質問は終わりました。

日程第2 請願第9号

○議長（根岸勇雄君） 引き続き会議を進めます。

日程第2、請願第9号についてを議題といたします。

産業建設常任委員会に付託した請願第9号について、委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長、中村良夫君。

〔産業建設常任委員長 中村良夫君登壇〕

○産業建設常任委員長（中村良夫君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条及び第141条の規定に基づき報告します。

請願第9号 佐渡汽船株式会社における貨物運賃改定に関する請願。本請願は、佐渡汽船株式会社が平成27年10月1日から貨物運賃を20%値上げをすることを発表したことに関し、次の事項について決議することを求めるものであります。請願事項。1、佐渡島民の生活にダメージを与えるような運賃改定は実施しないこと。2、運賃改定に当たり佐渡島民の合意形成に配慮すること。3、企業努力による収支改善に取り組むとともに、その情報を開示すること。審査の結果、採択すべきものとして決定しました。なお、本請願は市長へ送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求すべきものとして決定しました。

以上であります。

○議長（根岸勇雄君） これより請願第9号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は可決することに決しました。

日程第3 発議案第6号

○議長（根岸勇雄君） 日程第 3、発議案第 6 号 佐渡汽船株式会社における貨物運賃改定に関する決議についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

中村良夫君。

〔14番 中村良夫君登壇〕

○14番（中村良夫君）

発議案第 6 号

佐渡汽船株式会社における貨物運賃改定に関する決議について

上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成27年 9 月16日

佐渡市議会議長 根 岸 勇 雄 様

提出者	佐渡市議会議員	中 村 良 夫
賛成者	〃	渡 辺 慎 一
	〃	金 光 英 晴
	〃	浜 田 正 敏
	〃	笠 井 正 信
	〃	坂 下 善 英
	〃	山 田 伸 之

佐渡汽船株式会社における貨物運賃改定に関する決議

佐渡汽船株式会社が運航する航路は、佐渡島民にとって唯一の足であると同時に生活物資物流の生命線であり、同社は公共輸送機関の役割も担っている。

佐渡汽船株式会社は、平成27年10月 1 日から貨物運賃を20％値上げすることを発表したが、今回の貨物運賃改定は、佐渡島民をはじめ、島内外への貨物の移出入を行うあらゆる産業関係者にとって生活に直結する問題であり、到底納得できるものではない。

この他にも運行便数の削減を突然提示するなど、航路独占企業の一方的で傲慢な行動が目に残り、佐渡島民は佐渡汽船株式会社に対し強い不信感を抱いている。

今回の貨物運賃改定の発表により、佐渡汽船株式会社は、生活航路を預かる使命感が欠如し、さらに、自社を営営することだけに傾注し、佐渡島民のことなど一切考慮しない経営姿勢が明らかとなった。

よって、佐渡市議会は、佐渡汽船株式会社のこのような経営姿勢を厳しく非難するとともに、同社に対し、下記項目について真摯に取り組むよう強く求める。

記

- 1 佐渡島民の生活にダメージを与える今回の貨物運賃改定は白紙撤回すること
- 2 必要な運賃改定については、島民の合意形成に十分配慮すること
- 3 佐渡汽船株式会社の収支改善については、更なる企業努力により継続的に取り組むとともに、その取り組み状況を情報開示すること

以上、決議する。

議員各位のご賛同をお願いいたします。

○議長（根岸勇雄君） これより発議案第6号について採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 発議案第7号

○議長（根岸勇雄君） 日程第4、発議案第7号 佐渡汽船株式会社の貨物運賃値上げの白紙撤回を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

中川直美君。

〔8番 中川直美君登壇〕

○8番（中川直美君）

発議案第7号

佐渡汽船株式会社の貨物運賃値上げの白紙撤回を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成27年9月16日

佐渡市議会議長 根 岸 勇 雄 様

提出者	佐渡市議会議員	中 川 直 美
賛成者	〃	浜 田 正 敏
	〃	近 藤 和 義
	〃	岩 崎 隆 寿
	〃	大 森 幸 平
	〃	大 澤 祐 治 郎
	〃	竹 内 道 廣
	〃	山 田 伸 之

佐渡汽船株式会社の貨物運賃値上げの白紙撤回を求める意見書

佐渡航路は海上運送法に規定する指定区間であるとともに、島民の日常生活及び社会生活を営むうえで唯一無二の生命線である。佐渡市は、人の往来や物流の活性化を図るため、船舶建造や利用促進など、佐渡汽船株式会社に対してこれまで多くの支援を行ってきた。

しかしながら、今般、佐渡汽船株式会社は、突如として、全航路の貨物運賃を本年10月1日から20%値上げすると発表した。このような運賃値上げが実行されれば、島内の生活及び経済活動に及ぼす影響は極めて甚大であり、死活問題である。同社は、これまでも島民生活を見捨てて運賃及びダイヤの改定等を断行してきた経緯があるが、度重なる横暴に対して、佐渡島民は我慢を重ねてきた。このようなやり方を佐渡市議会は、看過できない。

今こそ、佐渡汽船株式会社に経営参画する筆頭株主である新潟県は、公共交通に対する責任をもち、佐渡島民の声に真摯に耳を傾け同社の運営に対して筆頭株主として強い指導力を発揮すべきである。

よって、佐渡汽船株式会社に対し次の事項について指導するよう、強く求める。

記

・ 平成27年10月1日からの貨物運賃改定について、白紙撤回すること
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上であります。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（根岸勇雄君） これより発議案第7号について採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（根岸勇雄君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

次の会議は、あす午前10時から一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

午後 5時47分 散会